

令和6年第2回定例会

美郷町議会議案等

令和 6年 6月 3日 開会

令和 6年 6月 7日 閉会

美郷町議会

報告第2号

令和5年度繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 令和5年度繰越明許費

提案理由

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものである。

令和5年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)

単位：千円

| 款 | 項 | 事業名等 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左記金額の財源内訳 | | | |
|----|--------|----------------|---|-----------|-----------|-----------|---------|--------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 一般財源 | |
| 2 | 総務費 | 1 総務管理費 | 電算システム管理事業 (健康管理システム改修業務、新型コロナ分) | 262 | 262 | | 261 | 1 |
| 2 | 総務費 | 1 総務管理費 | CATV維持管理事業 (林道施設災害復旧事業に伴うケーブル復旧事業) | 1,925 | 1,925 | | | 1,925 |
| 2 | 総務費 | 1 総務管理費 | CATV設備更新事業 (美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新事業) | 85,600 | 85,600 | | 81,300 | 4,300 |
| 2 | 総務費 | 3 戸籍住民登録費 | 戸籍情報システム改修業務委託料 | 6,633 | 6,633 | | 6,633 | 0 |
| 2 | 総務費 | 3 戸籍住民登録費 | 住基システム改修業務委託料 | 4,169 | 4,169 | | 4,169 | 0 |
| 3 | 民生費 | 1 社会福祉費 | 臨時特別給付金事業 (住民税均等割のみ課税世帯臨時給付金) | 20,000 | 7,251 | | 3,800 | 3,451 |
| 3 | 民生費 | 1 社会福祉費 | 臨時特別給付金事業 (低所得子育て世帯こども加算金) | 4,000 | 1,300 | | 1,150 | 150 |
| 5 | 農林水産業費 | 1 農業費 | 農業生産組織(担い手)育成強化(町単) (就農者対策事業) | 910 | 910 | | | 910 |
| 5 | 農林水産業費 | 1 農業費 | 畜産業生産振興費(県単) (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業) | 77,353 | 77,353 | | 77,353 | 0 |
| 5 | 農林水産業費 | 1 農業費 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業(国庫) | 12,196 | 12,196 | | 8,880 | 3,316 |
| 5 | 農林水産業費 | 1 農業費 | 農地耕作条件改善事業(国庫) | 10,100 | 10,100 | | 6,900 | 3,200 |
| 5 | 農林水産業費 | 2 林業費 | 森林公益的機能増進事業(町単) (大規模保安化推進事業) | 36,246 | 36,197 | | 25,000 | 11,197 |
| 5 | 農林水産業費 | 2 林業費 | 地方創生道整備推進交付金事業(林道整備) | 18,300 | 18,300 | | 18,051 | 249 |
| 6 | 商工費 | 2 観光費 | 石峠レイクランド管理運営費 (第三セクター清算補助金) | 8,000 | 8,000 | | | 8,000 |
| 7 | 土木費 | 2 道路橋梁費 | 防災・安全交付金事業(道路環境の整備) | 54,000 | 54,000 | | 51,370 | 2,630 |
| 7 | 土木費 | 2 道路橋梁費 | 防災・安全交付金事業(通学路対策) | 25,300 | 25,300 | | 25,009 | 291 |
| 7 | 土木費 | 2 道路橋梁費 | 防災・安全交付金事業(メンテナンス) | 27,421 | 27,421 | | 13,843 | 13,578 |
| 7 | 土木費 | 3 住宅費 | 公営住宅改築改修事業 (移住定住促進空き家活用住宅事業) | 13,005 | 13,005 | | 5,500 | 7,505 |
| 7 | 土木費 | 3 住宅費 | 一般住宅支援事業 (木造住宅耐震化支援事業補助金) | 1,000 | 1,000 | | 750 | 250 |
| 7 | 土木費 | 4 河川費 | 自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業 | 30,900 | 17,078 | | 14,050 | 3,028 |
| 10 | 災害復旧費 | 1 農林水産業施設災害復旧費 | 農地・農業用施設災害復旧事業(単独・補助) | 155,442 | 145,342 | | 104,742 | 40,600 |
| 10 | 災害復旧費 | 1 農林水産業施設災害復旧費 | 林道施設災害復旧事業(補助) | 647,135 | 506,127 | | 500,958 | 5,169 |
| 10 | 災害復旧費 | 2 公共土木施設災害復旧費 | 道路橋梁災害復旧事業(単独・補助) | 507,176 | 446,621 | | 398,522 | 48,099 |
| 合計 | | | 1,747,073 | 1,506,090 | 0 | 1,348,241 | 157,849 | |

報告第3号

令和5年度事故繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 令和5年度事故繰越繰越計算書

提案理由

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものである。

令和5年度事故繰越繰越計算書(一般会計)

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 為額 | 左の内訳 | | 支出負担 為予定額 | 翌年 繰越 額 | 左の財源内訳 | | | | | 説明 | |
|----|-------|--------------------|---------------|---------------|-------------|--------------|---------------|-------------|-------------|------|-----------|---------|------------|------|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | | | 一般財源 |
| | | | | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 町債 | その他 | | |
| 10 | 災害復旧費 | 1 農林水産業施設災害復旧費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 農地・農業用施設災害復旧事業(補助) | 131,065,068 | 90,130,781 | 40,934,287 | 0 | 40,934,287 | 0 | 1,000,000 | 0 | 0 | 206,631 | 39,727,656 | |
| 10 | 災害復旧費 | 1 農林水産業施設災害復旧費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 林業施設災害復旧事業(補助) | 515,612,353 | 501,762,353 | 13,850,000 | 0 | 13,850,000 | 0 | 11,754,000 | 0 | 0 | 0 | 2,096,000 | |
| 10 | 災害復旧費 | 2 公共土木施設災害復旧費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 道路橋梁災害復旧事業(補助) | 784,350,746 | 637,837,528 | 146,513,218 | 0 | 146,513,218 | 0 | 144,315,519 | 0 | 1,200,000 | 0 | 997,699 | |
| 合計 | | | 1,431,028,167 | 1,229,730,662 | 201,297,505 | 0 | 201,297,505 | 0 | 157,069,519 | 0 | 1,200,000 | 206,631 | 42,821,355 | |

令和5年度事故繰越繰越計算書(農業集落排水事業特別会計)

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 為額 | 左の内訳 | | 支出負担 為予定額 | 翌年 繰越 額 | 左の財源内訳 | | | | | 説明 | |
|----|-----|--------------------|-------------|------------|------------|--------------|---------------|-------------|---------|------------|------------|-----|-----------|------|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | | | 一般財源 |
| | | | | | | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 町債 | その他 | | |
| 1 | 衛生費 | 1 清掃費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 農業集落排水施設災害復旧事業(単独) | 108,634,990 | 25,500,000 | 83,134,990 | 0 | 83,134,990 | 32,053,000 | 0 | 29,808,000 | 15,900,000 | 0 | 5,373,990 | |
| 合計 | | | 108,634,990 | 25,500,000 | 83,134,990 | 0 | 83,134,990 | 32,053,000 | 0 | 29,808,000 | 15,900,000 | 0 | 5,373,990 | |

報告第4号

和解の額の決定についての専決処分（専決第2号）の報告
について

和解の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

専決第2号

和解の額の決定について

和解の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月19日

美郷町長 田中秀俊

記

| | |
|--------|--|
| 示談成立日 | 令和5年11月27日 |
| 相手方 | 株式会社テクニカル 代表取締役 富永 一男 |
| 原因・状況等 | 美郷町国民健康保険南郷診療所における防犯カメラ機材の撤去及び発熱外来室の電話線設置工事に係る工事代金相当額について相手方と示談が成立し和解の額として以下の額を支払ったもの。 |
| 和解の額 | 59,400円 |

承認第1号

美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
(専決第3号)の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田中秀俊

記

- 1 専決第3号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布されることに伴い関係する美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正が必要になったことから、令和6年3月30日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年美郷町条例第12号）

美郷町条例第 1 2 号

美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和 4 年美郷町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>（課税免除の要件等）</p> <p>第 2 条 町長は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は同法第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は同法第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5,000 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第 2 条第 2 項の規定による公示の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場</p> | <p>（課税免除の要件等）</p> <p>第 2 条 町長は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は同法第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は同法第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が 5,000 万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第 2 条第 2 項の規定による公示の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の</p> |

| | |
|--|--|
| <p>合における当該土地に限る。以下、「特定家屋等」という。) に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(効力の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日をもって、その効力を失う。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>この条例による固定資産税の課税免除の適用を受けることができるもの</u>にあつては、<u>美郷町工場設置奨励条例（平成18年条例第121号）に規定する奨励措置を適用しない。</u></p> | <p>着手があつた場合における当該土地に限る。以下、「特定家屋等」という。) に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(効力の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p>3 [略]</p> |
|--|--|

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

承認第 2 号

美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 4 号）
の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれ
を報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 専決第 4 号 美郷町税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 30 日に公布されたこと
に伴い関係する美郷町税条例の一部改正が必要になったことから、令和 6 年 3
月 31 日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告
し承認を求める。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町税条例の一部を改正する条例（令和6年美郷町条例第13号）

美郷町条例第13号

美郷町税条例の一部を改正する条例

美郷町税条例（平成18年美郷町条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係る者を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定</p> | <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係る者を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法<u>（平成10年法律第7号）</u>第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除</p> |

により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 [略]

（町民税の減免）

第51条 [略]

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法

く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 [略]

（町民税の減免）

第51条 [略]

2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合には、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法

(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産税の減免)

第71条 [略]

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産税の減免)

第71条 [略]

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

[略]

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項

(1)～(5) [略]

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

[略]

から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

第5条 [略]

第5条 [略]

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として。同条の規定を適用することができる。

第7条の4 [略]

項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として。同条の規定を適用することができる。

第7条の4 [略]

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7

第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得

た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金

額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以

下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別納税控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税額の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日ま

での間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日

までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日に属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適

用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計金額

に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定す

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 [略]

- 2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

- 2 [略]

る特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 [略]

- 2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

- 2 [略]

- 3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

6・7 [略]

者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

7・8 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の既定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10条各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の既定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12号各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公園施設について、

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公園施設について、

同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別

(4)～(6) [略]

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 [略]

（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は

同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別

(4)～(6) [略]

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 [略]

（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は

令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固

課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用について

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

は、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の

| | |
|-------|--|
| 6 [略] | <u>額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 6 [略] |
|-------|--|

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美郷町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
(専決第5号)の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれ
を報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田中秀俊

記

- 1 専決第5号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたこと
に伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例の一部改正が必要になったことか
ら、令和6年3月31日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったの
で、議会へ報告し承認を求める。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和6年美郷町条例第14号）

美郷町条例第14号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成18年美郷町条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(納税義務者)</p> <p>第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主<u>に対して課する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(納期)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>(納税義務者)</p> <p>第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主<u>に対し課する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(納期)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> |

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして、算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第17条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第25条第1項第1号中「総所得

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2第1項において同じ。）である場合における第4条及び第25条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第25条第1項第1号中「総所得

金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

（国民健康保険税の減額）

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（国民健康保険税の減額）

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) [略]

4 [略]

（特例対象被保険者等に係る申告）

第25条の2 [略]

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（国民健康保険税に関する申告）

第26条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納

務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 町長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) [略]

4 [略]

（特例対象被保険者等に係る申告）

第25条の2 [略]

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（国民健康保険税に関する申告）

第26条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該

税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美郷町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

令和5年度美郷町一般会計補正予算（第12号）の専決処分（専決第6号）の承認を求める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田中秀俊

記

- 1 専決第6号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第12号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専決第6号

令和5年度美郷町一般会計補正予算(第12号)

令和5年度美郷町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ188,726千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,981,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|----------------|-----------|---------|-----------|
| 1 町 税 | | 887,841 | 7,711 | 895,552 |
| | 1 町 民 税 | 143,324 | 2,898 | 146,222 |
| | 2 固定資産税 | 694,730 | 2,010 | 696,740 |
| | 3 軽自動車税 | 24,699 | 204 | 24,903 |
| | 4 市町村たばこ税 | 16,060 | 474 | 16,534 |
| | 5 入 湯 税 | 9,028 | 2,125 | 11,153 |
| 2 地方譲与税 | | 250,401 | 9,049 | 259,450 |
| | 1 地方揮発油譲与税 | 30,059 | 22,428 | 52,487 |
| | 2 自動車重量譲与税 | 90,342 | △13,467 | 76,875 |
| | 4 森林環境譲与税 | 130,000 | 88 | 130,088 |
| 3 利子割交付金 | | 164 | △104 | 60 |
| | 1 利子割交付金 | 164 | △104 | 60 |
| 4 配当割交付金 | | 1,179 | 134 | 1,313 |
| | 1 配当割交付金 | 1,179 | 134 | 1,313 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 1,205 | 230 | 1,435 |
| | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 1,205 | 230 | 1,435 |
| 6 法人事業税交付金 | | 6,482 | △96 | 6,386 |
| | 1 法人事業税交付金 | 6,482 | △96 | 6,386 |
| 7 地方消費税交付金 | | 107,247 | 11,692 | 118,939 |
| | 1 地方消費税交付金 | 107,247 | 11,692 | 118,939 |
| 8 自動車取得税交付金 | | 123 | 501 | 624 |
| | 1 自動車取得税交付金 | 123 | 501 | 624 |
| 9 自動車税環境性能割交付金 | | 7,770 | 1,081 | 8,851 |
| | 1 自動車税環境性能割交付金 | 7,770 | 1,081 | 8,851 |
| 11 地方交付税 | | 3,959,990 | 304,063 | 4,264,053 |
| | 1 地方交付税 | 3,959,990 | 304,063 | 4,264,053 |
| 13 分担金及び負担金 | | 37,552 | △711 | 36,841 |
| | 1 分 担 金 | 5,561 | △810 | 4,751 |
| | 2 負 担 金 | 31,991 | 99 | 32,090 |
| 14 使用料及び手数料 | | 62,061 | 199 | 62,260 |
| | 1 使 用 料 | 54,858 | 135 | 54,993 |
| | 2 手 数 料 | 7,203 | 64 | 7,267 |
| 15 国庫支出金 | | 1,001,407 | 41,727 | 1,043,134 |
| | 2 国庫補助金 | 374,320 | 41,727 | 416,047 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 16 県支出金 | | 1,523,015 | △65,958 | 1,457,057 |
| | 2 県補助金 | 1,385,553 | △65,849 | 1,319,704 |
| | 3 委託金 | 14,050 | △109 | 13,941 |
| 17 財産収入 | | 43,137 | 14,208 | 57,345 |
| | 1 財産運用収入 | 42,117 | 14 | 42,131 |
| | 2 財産売払収入 | 1,020 | 14,194 | 15,214 |
| 18 寄附金 | | 532,591 | △49,995 | 482,596 |
| | 1 寄附金 | 532,591 | △49,995 | 482,596 |
| 19 繰入金 | | 598,002 | △86,619 | 511,383 |
| | 2 基金繰入金 | 483,168 | △86,619 | 396,549 |
| 21 諸収入 | | 149,158 | 11,414 | 160,572 |
| | 4 延滞金・加算金及び過料 | 309 | △118 | 191 |
| | 5 雑入 | 107,430 | 11,532 | 118,962 |
| 22 町債 | | 541,458 | △9,800 | 531,658 |
| | 1 町債 | 541,458 | △9,800 | 531,658 |
| 歳入合計 | | 9,793,206 | 188,726 | 9,981,932 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|----------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費 | | 1,665,777 | △88,578 | 1,577,199 |
| | 1 総務管理費 | 1,524,173 | △88,178 | 1,435,995 |
| | 2 徴税費 | 95,843 | △400 | 95,443 |
| 3 民生費 | | 1,151,917 | △6,450 | 1,145,467 |
| | 1 社会福祉費 | 864,217 | △6,450 | 857,767 |
| 4 衛生費 | | 379,314 | △4,810 | 374,504 |
| | 1 保健衛生費 | 174,956 | △2,810 | 172,146 |
| | 2 清掃費 | 204,358 | △2,000 | 202,358 |
| 5 農林水産業費 | | 1,054,997 | △14,140 | 1,040,857 |
| | 1 農業費 | 614,895 | △7,431 | 607,464 |
| | 2 林業費 | 438,778 | △6,709 | 432,069 |
| 6 商工費 | | 321,010 | △2,330 | 318,680 |
| | 1 商工費 | 51,748 | △2,000 | 49,748 |
| | 3 鉱害処理費 | 34,091 | △330 | 33,761 |
| 7 土木費 | | 589,413 | △11,206 | 578,207 |
| | 1 土木管理費 | 105,373 | △3,140 | 102,233 |
| | 2 道路橋梁費 | 301,553 | △4,066 | 297,487 |
| | 3 住宅費 | 135,236 | △3,500 | 131,736 |
| | 4 河川費 | 47,251 | △500 | 46,751 |
| 8 消防費 | | 264,836 | △3,100 | 261,736 |
| | 1 消防費 | 264,836 | △3,100 | 261,736 |
| 9 教育費 | | 441,571 | △2,500 | 439,071 |
| | 1 教育総務費 | 155,691 | △850 | 154,841 |
| | 5 幼稚園費 | 66,136 | △1,100 | 65,036 |
| | 6 社会教育費 | 172,794 | △550 | 172,244 |
| 10 災害復旧費 | | 1,591,717 | △12,307 | 1,579,410 |
| | 1 農林水産業施設災害復旧費 | 976,158 | △11,257 | 964,901 |
| | 2 公共土木施設災害復旧費 | 615,559 | △1,050 | 614,509 |
| 12 諸支出金 | | 1,254,939 | 334,147 | 1,589,086 |
| | 4 基金積立金 | 408,328 | 334,147 | 742,475 |
| 歳 出 合 計 | | 9,793,206 | 188,726 | 9,981,932 |

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|------------------------------|--------------|--|---|--|--------------|--|---|--|
| | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 公 共 事 業 等 債 | 千円 16,200 | 1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等 | 10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率) | 政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。 | 千円 16,200 | 1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等 | 10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率) | 政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。 |
| 災 害 復 旧 事 業 債 | 132,600 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 127,300 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 18,058 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 18,058 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 過 疎 対 策 事 業 債 | 140,900 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 141,100 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 辺 地 対 策 事 業 債 | 32,400 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 30,900 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 合 併 特 例 事 業 債 | 175,500 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 174,400 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 | 9,500 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 9,500 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債 | 16,300 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 14,200 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 合 計 | 541,458 | | | | 531,658 | | | |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|-----------|---------|-----------|
| 1 町税 | 887,841 | 7,711 | 895,552 |
| 2 地方譲与税 | 250,401 | 9,049 | 259,450 |
| 3 利子割交付金 | 164 | △104 | 60 |
| 4 配当割交付金 | 1,179 | 134 | 1,313 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 1,205 | 230 | 1,435 |
| 6 法人事業税交付金 | 6,482 | △96 | 6,386 |
| 7 地方消費税交付金 | 107,247 | 11,692 | 118,939 |
| 8 自動車取得税交付金 | 123 | 501 | 624 |
| 9 自動車税環境性能割交付金 | 7,770 | 1,081 | 8,851 |
| 11 地方交付税 | 3,959,990 | 304,063 | 4,264,053 |
| 13 分担金及び負担金 | 37,552 | △711 | 36,841 |
| 14 使用料及び手数料 | 62,061 | 199 | 62,260 |
| 15 国庫支出金 | 1,001,407 | 41,727 | 1,043,134 |
| 16 県支出金 | 1,523,015 | △65,958 | 1,457,057 |
| 17 財産収入 | 43,137 | 14,208 | 57,345 |
| 18 寄附金 | 532,591 | △49,995 | 482,596 |
| 19 繰入金 | 598,002 | △86,619 | 511,383 |
| 21 諸収入 | 149,158 | 11,414 | 160,572 |
| 22 町債 | 541,458 | △9,800 | 531,658 |
| 歳入合計 | 9,793,206 | 188,726 | 9,981,932 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | |
|----------|-----------|---------|-----------|----------|---------|--------|---------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2 総務費 | 1,665,777 | △88,578 | 1,577,199 | △12,148 | △859 | △1,100 | △24,645 | △49,826 |
| 3 民生費 | 1,151,917 | △6,450 | 1,145,467 | 33,535 | | | 20,657 | △60,642 |
| 4 衛生費 | 379,314 | △4,810 | 374,504 | △1,430 | △475 | | | △2,905 |
| 5 農林水産業費 | 1,054,997 | △14,140 | 1,040,857 | 7,770 | | | △382 | △21,528 |
| 6 商工費 | 321,010 | △2,330 | 318,680 | 14,000 | | | 1,550 | △17,880 |
| 7 土木費 | 589,413 | △11,206 | 578,207 | | △1,500 | △3,400 | | △6,306 |
| 8 消防費 | 264,836 | △3,100 | 261,736 | | | | 3,000 | △6,100 |
| 9 教育費 | 441,571 | △2,500 | 439,071 | | | | △261 | △2,239 |
| 10 災害復旧費 | 1,591,717 | △12,307 | 1,579,410 | | △63,124 | 5,300 | △310 | 56,427 |
| 12 諸支出金 | 1,254,939 | 334,147 | 1,589,086 | | | | △25,158 | 359,305 |
| 歳 出 合 計 | 9,793,206 | 188,726 | 9,981,932 | 41,727 | △65,958 | △9,800 | △25,549 | 248,306 |

令和 5 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 1 町 税
(項) 1 町 民 税

(単位：千円)

| 1 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---|---|--------------|---------|---------|---------|------------|--------|----------------------------|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | 町 税 | 887,841 | 7,711 | 895,552 | | | |
| | 1 | 町 民 税 | 143,324 | 2,898 | 146,222 | | | |
| | 1 | 1 個 人 | 130,130 | 2,038 | 132,168 | 1 現年課税分 | 2,256 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| | | | | | | 2 滞納繰越分 | △218 | 1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分 |
| | 2 | 2 法 人 | 13,194 | 860 | 14,054 | 1 現年課税分 | 860 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| | 2 | 固定資産税 | 694,730 | 2,010 | 696,740 | | | |
| | 1 | 1 固定資産税 | 689,237 | 2,010 | 691,247 | 1 現年課税分 | 1,970 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| | | | | | | 2 滞納繰越分 | 40 | 1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分 |
| | 3 | 軽自動車税 | 24,699 | 204 | 24,903 | | | |
| | 1 | 1 軽自動車税種別割 | 23,651 | 47 | 23,698 | 1 現年課税分 | 51 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| | | | | | | 2 滞納繰越分 | △4 | 1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分 |
| | 2 | 2 軽自動車税環境性能割 | 1,048 | 157 | 1,205 | 1 現年課税分 | 157 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| | 4 | 市町村たばこ税 | 16,060 | 474 | 16,534 | | | |
| | 1 | 1 市町村たばこ税 | 16,060 | 474 | 16,534 | 1 現年課税分 | 474 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| | 5 | 入 湯 税 | 9,028 | 2,125 | 11,153 | | | |
| | 1 | 1 入 湯 税 | 9,028 | 2,125 | 11,153 | 1 現年課税分 | 2,125 | 1 現年課税分 (1) 現年課税分 |
| 2 | | 地方譲与税 | 250,401 | 9,049 | 259,450 | | | |
| | 1 | 1 地方揮発油譲与税 | 30,059 | 22,428 | 52,487 | | | |
| | 1 | 1 地方揮発油譲与税 | 30,059 | 22,428 | 52,487 | 1 地方揮発油譲与税 | 22,428 | 1 地方揮発油譲与税 (1) 地方揮発油譲与税 |
| | 2 | 2 自動車重量譲与税 | 90,342 | △13,467 | 76,875 | | | |

(一般会計)

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---|---|--------------|---------|---------|---------|---------------|---------|--|
| | | | | | | 区分 | 金額 | |
| | 1 | 自動車重量譲与税 | 90,342 | △13,467 | 76,875 | 1 自動車重量譲与税 | △13,467 | 1 自動車重量譲与税 (1) 自動車重量譲与税 |
| | 4 | 森林環境譲与税 | 130,000 | 88 | 130,088 | | | |
| | 1 | 森林環境譲与税 | 130,000 | 88 | 130,088 | 1 森林環境譲与税 | 88 | 1 森林環境譲与税 (1) 森林環境譲与税 |
| 3 | | 利子割交付金 | 164 | △104 | 60 | | | |
| | 1 | 利子割交付金 | 164 | △104 | 60 | | | |
| | 1 | 利子割交付金 | 164 | △104 | 60 | 1 利子割交付金 | △104 | 1 利子割交付金 (1) 利子割交付金 |
| 4 | | 配当割交付金 | 1,179 | 134 | 1,313 | | | |
| | 1 | 配当割交付金 | 1,179 | 134 | 1,313 | | | |
| | 1 | 配当割交付金 | 1,179 | 134 | 1,313 | 1 配当割交付金 | 134 | 1 配当割交付金 (1) 配当割交付金 |
| 5 | | 株式等譲渡所得割交付金 | 1,205 | 230 | 1,435 | | | |
| | 1 | 株式等譲渡所得割交付金 | 1,205 | 230 | 1,435 | | | |
| | 1 | 株式等譲渡所得割交付金 | 1,205 | 230 | 1,435 | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 230 | 1 株式等譲渡所得割交付金 (1) 株式等譲渡所得割交付金 |
| 6 | | 法人事業税交付金 | 6,482 | △96 | 6,386 | | | |
| | 1 | 法人事業税交付金 | 6,482 | △96 | 6,386 | | | |
| | 1 | 法人事業税交付金 | 6,482 | △96 | 6,386 | 1 法人事業税交付金 | △96 | 1 法人事業税交付金 (1) 法人事業税交付金 |
| 7 | | 地方消費税交付金 | 107,247 | 11,692 | 118,939 | | | |
| | 1 | 地方消費税交付金 | 107,247 | 11,692 | 118,939 | | | |
| | 1 | 地方消費税交付金 | 107,247 | 11,692 | 118,939 | 1 地方消費税交付金 | 11,692 | 1 地方消費税交付金 4,844 (1) 地方消費税交付金 (4,844) 2 地方消費税交付金(社会保障費分) 6,848 (1) 地方消費税交付金(社会保障費分) (6,848) |
| 8 | | 自動車取得税交付金 | 123 | 501 | 624 | | | |
| | 1 | 自動車取得税交付金 | 123 | 501 | 624 | | | |
| | 1 | 自動車取得税交付金 | 123 | 501 | 624 | 1 自動車取得税交付金 | 501 | 1 自動車取得税交付金 (1) 自動車取得税交付金 |
| 9 | | 自動車税環境性能割交付金 | 7,770 | 1,081 | 8,851 | | | |
| | 1 | 自動車税環境性能割交付金 | 7,770 | 1,081 | 8,851 | | | |

(一般会計)

(款) 9 自動車税環境性能割交付金

(項) 1 自動車税環境性能割交付金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|----|---|--------------|-----------|---------|-----------|--------------------|---------|--|
| | | | | | | 区分 | 金額 | |
| | 1 | 自動車税環境性能割交付金 | 7,770 | 1,081 | 8,851 | 1 自動車税環境性能割交付金 | 1,081 | 1 自動車税環境性能割交付金 (1) 自動車税環境性能割交付金 |
| 11 | | 地方交付税 | 3,959,990 | 304,063 | 4,264,053 | | | |
| | 1 | 地方交付税 | 3,959,990 | 304,063 | 4,264,053 | | | |
| | 1 | 地方交付税 | 3,959,990 | 304,063 | 4,264,053 | 1 地方交付税 | 304,063 | 1 特別交付税 (1) 特別交付税 |
| 13 | | 分担金及び負担金 | 37,552 | △711 | 36,841 | | | |
| | 1 | 分担金 | 5,561 | △810 | 4,751 | | | |
| | 1 | 農林水産業費分担金 | 2,148 | △500 | 1,648 | 1 農業費分担金 | △500 | 1 農地耕作条件改善事業分担金 (1) 農地耕作条件改善事業分担金 |
| | 2 | 災害復旧費分担金 | 875 | △310 | 565 | 1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 | △310 | 1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 (1) 農地・農業用施設災害復旧費分担金 (単独災) |
| | 2 | 負担金 | 31,991 | 99 | 32,090 | | | |
| | 4 | 総務費負担金 | 6,599 | 99 | 6,698 | 1 CATV負担金 | 99 | 1 CATV負担金 (1) CATV引込工事負担金 |
| 14 | | 使用料及び手数料 | 62,061 | 199 | 62,260 | | | |
| | 1 | 使用料 | 54,858 | 135 | 54,993 | | | |
| | 1 | 総務使用料 | 8,024 | 135 | 8,159 | 2 CATV使用料 | 129 | 1 CATV使用料 (1) CATV施設使用料 |
| | | | | | | 3 滞納繰越分CATV使用料 | 6 | 1 滞納繰越分CATV使用料 (1) 滞納繰越分CATV使用料 |
| | 2 | 手数料 | 7,203 | 64 | 7,267 | | | |
| | 1 | 総務手数料 | 3,317 | 64 | 3,381 | 1 総務手数料 | 64 | 1 税務証明手数料 35 (1) 税務証明手数料 (35) 2 督促手数料 5 (1) 督促手数料 (5) 3 地籍成果閲覧等手数料 26 (1) 地籍成果の閲覧及び交付手数料 (26) 4 自動車臨時運行許可申請手数料 △2 (1) 自動車臨時運行許可申請手数料 (△2) |

(一般会計)

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

| 15 | 15 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|----|----|-----------|-----------|---------|-----------|-------------------|---------|--|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | 国庫支出金 | 1,001,407 | 41,727 | 1,043,134 | | | |
| | 2 | 国庫補助金 | 374,320 | 41,727 | 416,047 | | | |
| | 1 | 総務費国庫補助金 | 164,636 | 43,157 | 207,793 | 1 総務費補助金 | 43,157 | 1 地方創生推進交付金 △12,997 (1) 地方創生推進交付金 (△12,997) 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 8,196 (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (8,196) 3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 47,958 (1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (47,958) |
| | 3 | 衛生費国庫補助金 | 6,875 | △1,430 | 5,445 | 2 保健衛生費補助金 | △1,430 | 1 保健衛生費補助金 △530 (1) 未熟児養育医療事業国庫補助金 (△530) 2 出産・子育て応援交付金 △900 (1) 出産・子育て応援交付金 (△900) |
| | 16 | 県支出金 | 1,523,015 | △65,958 | 1,457,057 | | | |
| | 2 | 県補助金 | 1,385,553 | △65,849 | 1,319,704 | | | |
| | 1 | 総務費県補助金 | 16,043 | △2,250 | 13,793 | 1 総務費補助金 | △2,250 | 1 移住・定住促進支援事業補助金 △1,500 (1) 移住・定住促進支援事業補助金 (△1,500) 2 宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金 △750 (1) 宮崎ひなた暮らしUIJターン支援事業補助金 (△750) |
| | 3 | 衛生費県補助金 | 1,410 | △475 | 935 | 1 保健衛生費補助金 | △475 | 1 未熟児養育医療事業補助金 △275 (1) 未熟児養育医療事業県補助金 (△275) 2 出産・子育て応援交付金 △200 (1) 出産・子育て応援交付金 (△200) |
| | 10 | 災害復旧費県補助金 | 927,627 | △63,124 | 864,503 | 1 農林水産業施設災害復旧費補助金 | △63,124 | 1 農地・農業用施設災害復旧事業補助金 △31,598 (1) 現年発生農地・農業用施設災害復旧事業補助金 (△4,374) (2) 過年発生農地・農業用施設災害復旧補助金 (△27,224) 2 林道施設災害復旧事業補助金 △31,526 (1) 過年発生林道施設災害復旧事業補助金 (△31,526) |
| | 3 | 委託金 | 14,050 | △109 | 13,941 | | | |
| | 1 | 総務費委託金 | 13,175 | △109 | 13,066 | 2 徴税費委託金 | △109 | 1 県民税徴収事務委託金 (1) 県民税徴収事務委託金 |
| | 17 | 財産収入 | 43,137 | 14,208 | 57,345 | | | |
| | 1 | 財産運用収入 | 42,117 | 14 | 42,131 | | | |
| | 1 | 利子及び配当金 | 4,754 | 14 | 4,768 | 1 利子及び配当金 | 14 | 1 ふるさと応援基金運用利子 (1) ふるさと応援基金運用利子 |
| | 2 | 財産売却収入 | 1,020 | 14,194 | 15,214 | | | |

(一般会計)

(款) 17 財産収入
(項) 2 財産売払収入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|----|----|-------------|---------|----------|---------|----|----------|--|
| | | | | | | 区分 | 金額 | |
| | 1 | 不動産売払収入 | 1,020 | 14,194 | 15,214 | 1 | 14,194 | 1 公有林立木売払収入 (1) 公有林立木売払収入 |
| 18 | | 寄附金 | 532,591 | △49,995 | 482,596 | | | |
| | 1 | 寄附金 | 532,591 | △49,995 | 482,596 | | | |
| | 3 | ふるさと寄付金(納税) | 531,090 | △49,995 | 481,095 | 1 | △49,995 | 1 ふるさと寄付金(納税) △50,345 (1) ふるさと応援寄付金(納税) (△50,345) 2 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) 350 (1) ふるさと寄附金(企業版ふるさと納税) (350) |
| 19 | | 繰入金 | 598,002 | △86,619 | 511,383 | | | |
| | 2 | 基金繰入金 | 483,168 | △86,619 | 396,549 | | | |
| | 1 | 財政調整基金繰入金 | 100,101 | △100,101 | 0 | 1 | △100,101 | 1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金 |
| | 16 | ふるさと応援基金繰入金 | 211,345 | 13,482 | 224,827 | 1 | 13,482 | 1 ふるさと応援基金繰入金 (1) ふるさと応援基金繰入金 |
| 21 | | 諸収入 | 149,158 | 11,414 | 160,572 | | | |
| | 4 | 延滞金・加算金及び過料 | 309 | △118 | 191 | | | |
| | 1 | 延滞金 | 309 | △118 | 191 | 1 | △118 | 1 町延滞金 (1) 町・県民税延滞金 |
| | 5 | 雑入 | 107,430 | 11,532 | 118,962 | | | |
| | 1 | 雑入 | 107,430 | 11,532 | 118,962 | 1 | 11,532 | 1 雑入 (1) 派遣職員負担金 |
| 22 | | 町債 | 541,458 | △9,800 | 531,658 | | | |
| | 1 | 町債 | 541,458 | △9,800 | 531,658 | | | |
| | 5 | 災害復旧事業債 | 132,600 | △5,300 | 127,300 | 1 | △2,000 | 1 林業用施設災害復旧債 (1) 過年発生林業施設災害復旧債 |
| | | | | | | 2 | △3,300 | 1 公共土木施設災害復旧債 △3,300 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧債 (△3,000) (2) 過年発生公共土木施設災害復旧債 (△300) |
| | 20 | 過疎対策事業債 | 140,900 | 200 | 141,100 | 2 | 200 | 1 町道整備事業債 (1) 防災・安全交付金債(通学路対策) |
| | 21 | 辺地対策事業債 | 32,400 | △1,500 | 30,900 | 1 | △1,500 | 1 町道整備事業債 △1,500 (1) 防災・安全交付金債(道路環境の整備 辺地町道) (△800) |

(一般会計)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|------------------|---------|--------|---------|-----------------|--------|-------------------------------------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | | | (2)道整備交付金事業債 (道路新設改良) (△700) |
| 22 合併特例事業債 | 175,500 | △1,100 | 174,400 | 7 CATV施設整備事業債 | △100 | 1 CATV施設整備事業債 (1)CATV施設整備事業債 |
| | | | | 9 コミュニティ施設整備事業債 | △1,000 | 1 コミュニティ施設整備事業債 (1)コミュニティ施設整備事業債 |
| 26 緊急自然災害防止対策事業債 | 16,300 | △2,100 | 14,200 | 1 緊急自然災害防止対策事業債 | △2,100 | 1 緊急自然災害防止対策事業債 (1)緊急自然災害防止対策事業債 |

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|---|-------|-----------|---------|-----------|---|-------------------|---------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | | 総務費 | 1,665,777 | △88,578 | 1,577,199 | △38,752 | △49,826 | | |
| | | | 総務管理費 | 1,524,173 | △88,178 | 1,435,995 | △38,643 | △49,535 | | |
| | | 1 | 一般管理費 | 564,118 | △23,900 | 540,218 | 国庫補助金 79 | △23,979 | | |
| | | | | | | | | 2 給 料 | △15,000 | 1 一般・特別職員人件費(総務) 給料 △23,900 (△15,000) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △1,500 | 時間外勤務手当 (△1,500) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △7,400 | 県市町村職員共済組合負担金 (△5,000) 県市町村職員共済組合負担金追加費用 (△2,000) 公務災害補償基金負担金 (△200) 旧恩給組合条例払込金 (△200) |
| | | 4 | 企画費 | 538,515 | △64,166 | 474,349 | 国庫補助金 △12,997 県支出金 △750 地方債 △1,000 その他 △24,873 | △24,546 | | |
| | | | | | | | | 1 報 酬 | △2,021 | 1 空家対策事業費 【創】空家利活用推進事業補助金 (△372) |
| | | | | | | | | 7 報 償 費 | △23,672 | 【創】老朽危険家屋等除却促進事業補助金 (△141) |
| | | | | | | | | 8 旅 費 | △1,500 | 【創】空家対策支援事業補助金 (△584) |
| | | | | | | | | 10 需 用 費 | △87 | 2 移住・定住対策事業費 宮崎ひなた暮らしUIJタウン支援事業補助金 (△1,000) |
| | | | | | | | | 11 役 務 費 | △13,724 | 3 地区別定住戦略実践事業 時間外勤務報酬(パートタイム会計年度職員) (△19) 集落支援員報酬 (△2,002) |
| | | | | | | | | 12 委 託 料 | △1,133 | 費用弁償(会計年度任用職員出張旅費) (△3) 地区別定住戦略策定団体費用弁償 (△1,318) |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | △173 | 普通旅費 (△60) 消耗品費(事業関係、その他) (△2) 燃料費 (△48) |
| | | | | | | | | 18 負担金補助 及び交付金 | △21,856 | 地区別定住戦略事業(中間支援業務委託料) (△1,133) レンタカー借上料 (△173) 地区別定住戦略事業(実践事業補助金) (△19,759) |
| | | | | | | | | | | 4 ふるさと納税推進 △37,552 ふるさと納税返礼品 (△23,672) 普通旅費 (△119) 消耗品費(事業関係、その他) (△28) 印刷製本費 (△9) ふるさと納税広告宣伝費 (△680) ふるさと納税決済手数料 (△2,681) |

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|------------------|---------|-------|---------|---------------------------|------|----------|------|--|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | | | | | ふるさと納税一括業務代行手数料 (△10,363) |
| 5 電算システム管理費 | 112,137 | 0 | 112,137 | 国庫補助金 770 | △770 | | | |
| 6 C A T Vセンター運営費 | 208,708 | △112 | 208,596 | 地方債 △100 その他 228 | △240 | 12 委 託 料 | △112 | 1 ケーブルテレビ運営費 きららびじょん撮影補助業務委託料 △112 (△112) |
| 2 徴 税 費 | 95,843 | △400 | 95,443 | △109 | △291 | | | |
| 1 税務総務費 | 68,749 | △400 | 68,349 | 県支出金 △109 | △291 | 4 共 済 費 | △400 | 1 一般職員人件費(税務総務) 縣市町村職員共済組合負担金 △400 (△400) |

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

| 3 | 1 | 民生費 | 1,151,917 | △6,450 | 1,145,467 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|---------|-----------|--------|-----------|----------------------------------|---------|----------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | 社会福祉費 | 864,217 | △6,450 | 857,767 | 54,192 | △60,642 | | | |
| | 1 | 社会福祉総務費 | 373,681 | △6,450 | 367,231 | 国庫補助金 33,535 その他 19,657 | △59,642 | | | |
| | | | | | | | | 2 給 料 | △350 | 1 福祉の充実(社会) (1)臨時特別給付金事業 臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金) (△5,400) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △400 | (△5,400) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △300 | 2 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料 (△350) |
| | | | | | | | | 19 扶 助 費 | △5,400 | 時間外勤務手当 (△400) 县市町村職員共済組合負担金 (△300) |
| | 4 | 障がい福祉費 | 225,804 | 0 | 225,804 | その他 1,000 | △1,000 | | | |

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

| 4 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|-----------|---------|--------|---------|---------------------------------|--------|----------|--------|--|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 衛生費 | 379,314 | △4,810 | 374,504 | △1,905 | △2,905 | | | |
| | 1 保健衛生費 | 174,956 | △2,810 | 172,146 | △1,905 | △905 | | | |
| | 1 保健衛生総務費 | 70,832 | △1,000 | 69,832 | | △1,000 | | | |
| | | | | | | | 2 給 料 | △350 | 1 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料 △1,000 (△350) |
| | | | | | | | 3 職員手当等 | △500 | 時間外勤務手当 (△500) |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △150 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△150) |
| | 2 予 防 費 | 50,345 | △1,810 | 48,535 | 国庫補助金 △1,430 県支出金 △475 | 95 | | | |
| | | | | | | | 12 委 託 料 | 90 | 1 未熟児養育医療事業費(国庫) 未熟児養育医療助成金 △700 (△700) |
| | | | | | | | 19 扶 助 費 | △1,900 | 2 子育て支援事業(まち・ひと・しごと創生) 産後ケア事業委託料 (90) 出産・子育て応援助成金 (△1,200) |
| | 2 清 掃 費 | 204,358 | △2,000 | 202,358 | | | | | |
| | 2 塵芥処理費 | 90,650 | △2,000 | 88,650 | | | | | |
| | | | | | | | 12 委 託 料 | △2,000 | 1 廃棄物運搬処理費 一般廃棄物収集運搬処理業務委託料 (△1,300) 粗大ごみ運搬業務委託料 (△400) 不燃ごみ運搬処理業務委託料 (△300) |

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

| 5 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|---------|-----------|---------|-----------|----------------|---------|-------------------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | 農林水産業費 | 1,054,997 | △14,140 | 1,040,857 | 7,388 | △21,528 | | | |
| | | 農業費 | 614,895 | △7,431 | 607,464 | 9,127 | △16,558 | | | |
| | | 2 農業総務費 | 44,146 | △400 | 43,746 | | △400 | | | |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △150 | 1 一般職員人件費(農業総務) 時間外勤務手当 △400 (△150) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △250 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△250) |
| | | 3 農業振興費 | 206,994 | △3,472 | 203,522 | その他 1,857 | △5,329 | | | |
| | | | | | | | | 1 報 酬 | △81 | 1 6次産業化推進事業 産業振興推進協議会委員報酬 △81 (△81) |
| | | | | | | | | 7 報 償 費 | △50 | 講師謝礼 (△50) |
| | | | | | | | | 8 旅 費 | △37 | 産業振興推進協議会委員費用弁償 普通旅費 (△10) (△27) |
| | | | | | | | | 10 需 用 費 | △68 | 異業種サロン食糧費 (△68) |
| | | | | | | | | 12 委 託 料 | △3,236 | 産地型商社活動促進事業委託料 (△3,236) |
| | | 4 畜産業費 | 275,324 | △2,660 | 272,664 | 国庫補助金 7,770 | △10,430 | | | |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △250 | 1 畜産業生産振興費(町単) 繁殖雌牛導入事業補助金 △2,410 (△2,410) |
| | | | | | | | | 18 負担金補助 及び交付金 | △2,410 | 2 一般職員人件費(畜産業) 縣市町村職員共済組合負担金 △250 (△250) |
| | | 5 農地費 | 58,534 | △449 | 58,085 | その他 △500 | 51 | | | |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △449 | 1 農業用施設整備費(町単) 町単土地改良事業工事費 (△449) |
| | | 6 地籍調査費 | 18,767 | △450 | 18,317 | | △450 | | | |
| | | | | | | | | 2 給 料 | △250 | 1 一般職員人件費(地籍事業) 給料 (△250) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △200 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△200) |

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位: 千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 | |
|-------|-------|---------|--------|----------|---------------|--------|-------------------|--------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| 2 | 林業費 | 438,778 | △6,709 | 432,069 | △1,739 | △4,970 | | | |
| 1 | 林業総務費 | 39,125 | △200 | 38,925 | その他 △129 | △71 | | | |
| | | | | | | | 3 職員手当等 | △100 | 1 一般職員人件費(林業総務) 時間外勤務手当 △200 (△100) |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △100 | 県市町村職員共済組合負担金 (△100) |
| 2 | 林業振興費 | 255,149 | △5,136 | 250,013 | その他 △4,421 | △715 | | | |
| | | | | | | | 18 負担金補助 及び交付金 | △5,136 | 1 森林整備事業(町単) 町単森林整備事業補助金 △1,256 (△1,256) 2 特用林産物振興事業(町単) 特用林産物振興対策事業(椎茸原木伐採奨励事業) 補助金 △1,700 (△600) 特用林産物振興対策事業(木炭原木供給事業) 補助金 △500 (△500) 特用林産物振興対策事業(木炭原木伐採) 補助 △400 (△400) 特用林産物振興対策事業(椎茸原木供給) 補助 △200 (△200) 3 鳥獣被害対策事業(県単) 町有害鳥獣対策協議会運営補助金 △2,180 (△2,180) |
| 4 | 林道維持費 | 63,735 | △1,115 | 62,620 | その他 2,811 | △3,926 | | | |
| | | | | | | | 10 需 用 費 | △758 | 1 林道維持管理費 △977 (△252) 消耗品費(施設管理) |
| | | | | | | | 12 委 託 料 | △138 | 電気料 (△506) |
| | | | | | | | 15 原材料費 | △219 | 林道維持原材料代 (△219) |
| | | | | | | | | | 2 林道改築改修費 △138 (△138) 技術補助委託料 |
| 5 | 治山事業費 | 8,228 | △258 | 7,970 | | △258 | | | |
| | | | | | | | 18 負担金補助 及び交付金 | △258 | 1 治山一般経費 △258 (△258) 県治山林道協会負担金 |

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

| 6 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|-------|---------|--------|---------|-----------------|---------|-------------------|--------|--|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 商工費 | 321,010 | △2,330 | 318,680 | 15,550 | △17,880 | | | |
| 1 | 商工費 | 51,748 | △2,000 | 49,748 | 14,000 | △16,000 | | | |
| 1 | 商工振興費 | 51,748 | △2,000 | 49,748 | 国庫補助金 14,000 | △16,000 | 18 負担金補助 及び交付金 | △2,000 | 1 商工業振興事業 新型コロナウイルス感染症対策商工業サポート事業補助金 (△2,000) |
| 2 | 観光費 | 235,171 | 0 | 235,171 | 1,550 | △1,550 | | | |
| 1 | 観光振興費 | 235,171 | 0 | 235,171 | その他 1,550 | △1,550 | | | |
| 3 | 鉱害処理費 | 34,091 | △330 | 33,761 | | △330 | | | |
| 6 | 鉱害処理費 | 34,091 | △330 | 33,761 | | △330 | 10 需用費 | △330 | 1 速日鉱山施設管理費 修繕費 (施設管理) |

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

| 7 | 1 | 土木費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|---------|---------|---------|---------|---------------|--------|-----------------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | 土木費 | 589,413 | △11,206 | 578,207 | △4,900 | △6,306 | | | |
| | 1 | 土木管理費 | 105,373 | △3,140 | 102,233 | | △3,140 | | | |
| | 1 | 土木総務費 | 104,865 | △3,140 | 101,725 | | △3,140 | | | |
| | | | | | | | | 2 給料 | △200 | 1 町道分筆登記事業 修繕費(その他の備品) △140 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △1,500 | 2 土木総務一般経費 道路台帳システム管理委託料 △250 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △400 | 道路台帳システム管理委託料 資材単価データ使用料 (△150) |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △140 | 3 一般職員人件費(土木総務) 給料 (△100) |
| | | | | | | | | 11 役務費 | △360 | 時間外勤務手当 (△200) |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △150 | 時間外勤務手当 (△1,500) |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | △390 | 11 役務費 縣市町村職員共済組合負担金 (△400) |
| | | | | | | | | | | 4 庁用車管理購入費(土木総務費) 車検代行手数料 (△360) |
| | | | | | | | | | | 庁用車リース料 (△290) |
| | 2 | 道路橋梁費 | 301,553 | △4,066 | 297,487 | △1,300 | △2,766 | | | |
| | 1 | 道路維持費 | 91,164 | △3,516 | 87,648 | | △3,516 | | | |
| | | | | | | | | 10 需用費 | △336 | 1 町道維持管理費(道路維持費) 消耗品費(施設管理) △866 |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △1,180 | 電気料 (△140) |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | △2,000 | 道路維持管理委託料 (△196) |
| | | | | | | | | | | 道路維持管理委託料 (△530) |
| | | | | | | | | | | 2 町道改築改修費(道路維持費) 町単道路改築改修測量設計委託料 △2,650 |
| | | | | | | | | | | 道路舗装補修工事費 (△650) |
| | | | | | | | | | | 道路舗装補修工事費 (△2,000) |
| | 2 | 道路新設改良費 | 210,389 | △550 | 209,839 | 地方債 △1,300 | 750 | | | |
| | | | | | | | | 12 委託料 | △550 | 1 町単道路整備費(道路新設改良費) 町単道路改築改修測量設計委託料 △100 |
| | | | | | | | | | | 町単道路改築改修測量設計委託料 (△100) |
| | | | | | | | | | | 2 防災・安全交付金事業(道路環境の整備) 町道 技術補助委託料 △200 |
| | | | | | | | | | | 技術補助委託料 (△200) |
| | | | | | | | | | | 3 防災・安全交付金事業(通学路対策) 町道 技術補助委託料 △200 |
| | | | | | | | | | | 技術補助委託料 (△200) |
| | | | | | | | | | | 4 道整備交付金事業(道路新設改良) 地方創生道整備推進交付金事業測量設計委託料 △50 |
| | | | | | | | | | | 地方創生道整備推進交付金事業測量設計委託料 (△50) |

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 3 住宅費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|---------|---------|--------|---------|----------------|--------|----|------------|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 | 分 | |
| 3 | | 住宅費 | 135,236 | △3,500 | 131,736 | △1,500 | △2,000 | | | |
| | 1 | 公営住宅管理費 | 42,484 | 0 | 42,484 | 県支出金 △1,500 | 1,500 | | | |
| | 2 | 公営住宅建設費 | 72,217 | △500 | 71,717 | | △500 | 14 | 工事請負費 | △500 |
| | | | | | | | | | | 1 住宅環境の整備 (1)公営住宅建設事業費（単独） 分譲宅地造成工事請負費 |
| | | | | | | | | | | △500 (△500) (△500) |
| | 3 | 一般住宅対策費 | 20,535 | △3,000 | 17,535 | | △3,000 | 18 | 負担金補助及び交付金 | △3,000 |
| | | | | | | | | | | 1 一般住宅支援費 一般住宅支援事業補助金 |
| | | | | | | | | | | △3,000 (△3,000) |
| 4 | | 河川費 | 47,251 | △500 | 46,751 | △2,100 | 1,600 | | | |
| | 1 | 河川砂防費 | 47,251 | △500 | 46,751 | 地方債 △2,100 | 1,600 | 14 | 工事請負費 | △500 |
| | | | | | | | | | | 1 河川整備改修費 町単河川改修工事費 |
| | | | | | | | | | | △500 (△500) |

(一般会計)

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

| 8 | 1 | 消 防 費 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|--------|---------|--------|---------|--------------|--------|---------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | 消 防 費 | 264,836 | △3,100 | 261,736 | 3,000 | △6,100 | | | |
| | 1 | 消 防 費 | 264,836 | △3,100 | 261,736 | 3,000 | △6,100 | | | |
| | 1 | 非常備消防費 | 224,800 | △3,100 | 221,700 | その他 3,000 | △6,100 | | | |
| | | | | | | | | 2 給 料 | △450 | 1 一般職員人件費(消防) 給料 △3,100 (△450) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △2,300 | 時間外勤務手当 (△2,300) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △350 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△350) |

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

| 9 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|-----------|---------|--------|---------|-------------|--------|---------|------|---|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 教育費 | 441,571 | △2,500 | 439,071 | △261 | △2,239 | | | |
| 1 | 教育総務費 | 155,691 | △850 | 154,841 | | △850 | | | |
| | 2 事務局費 | 114,040 | △850 | 113,190 | | △850 | | | |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △850 | 1 一般特別職員人件費(教育委員会) 縣市町村職員共済組合負担金 △850 (△850) |
| 5 | 幼稚園費 | 66,136 | △1,100 | 65,036 | | △1,100 | | | |
| | 1 幼稚園費 | 66,136 | △1,100 | 65,036 | | △1,100 | | | |
| | | | | | | | 2 給 料 | △250 | 1 幼稚園教員人件費 給料 △1,100 (△250) |
| | | | | | | | 3 職員手当等 | △300 | 時間外勤務手当 (△300) |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △550 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△550) |
| 6 | 社会教育費 | 172,794 | △550 | 172,244 | △261 | △289 | | | |
| | 1 社会教育総務費 | 39,815 | △550 | 39,265 | その他 △261 | △289 | | | |
| | | | | | | | 2 給 料 | △300 | 1 一般職員人件費(社会教育) 給料 △550 (△300) |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | △250 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△250) |

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位: 千円)

| 10 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|----|---------------|-----------|---------|-----------|----------------------------------|--------|--------------------------------------|---------------------|---|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 災害復旧費 | 1,591,717 | △12,307 | 1,579,410 | △68,734 | 56,427 | | | |
| 1 | 農林水産業施設災害復旧費 | 976,158 | △11,257 | 964,901 | △65,434 | 54,177 | | | |
| 1 | 農地・農業用施設災害復旧費 | 210,697 | △5,260 | 205,437 | 県支出金 △31,598 その他 △310 | 26,648 | 12 委 託 料 13 使用料及び賃借料 | △900 △4,360 | 1 農地・農業施設災害復旧事業(単独) 農地・農業施設災害復旧測量設計委託料 重機借上料 △5,260 (△900) (△4,360) |
| 2 | 林業施設災害復旧費 | 765,461 | △5,997 | 759,464 | 県支出金 △31,526 地方債 △2,000 | 27,529 | 12 委 託 料 13 使用料及び賃借料 | △5,634 △363 | 1 林業施設災害復旧事業(補助) 林道災害測量設計委託料 2 林業施設災害復旧事業(単独) 林道災害測量設計委託料 重機借上料 △5,215 (△5,215) △782 (△419) (△363) |
| 2 | 公共土木施設災害復旧費 | 615,559 | △1,050 | 614,509 | △3,300 | 2,250 | | | |
| 1 | 道路橋梁災害復旧費 | 615,559 | △1,050 | 614,509 | 地方債 △3,300 | 2,250 | 12 委 託 料 14 工事請負費 21 補償補填及び賠償金 | △70 △780 △200 | 1 道路橋梁災害復旧事業(単独) 災害査定測量設計委託料 町単公共土木施設災害復旧工事費 公共土木施設災害立木補償費 △1,050 (△70) (△780) (△200) |

(一般会計)

(款) 12 諸支出金
(項) 4 基金積立金

(単位：千円)

| 12 | 4 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 | |
|----|---|---|-------|-----------|---------|-----------|----------------|---------|--------|---------|--|---|
| | | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | 諸支出金 | 1,254,939 | 334,147 | 1,589,086 | △25,158 | 359,305 | | | | |
| | 4 | | 基金積立金 | 408,328 | 334,147 | 742,475 | △25,158 | 359,305 | | | | |
| | | 1 | 基金積立金 | 408,328 | 334,147 | 742,475 | その他 △25,158 | 359,305 | 24 積立金 | 334,147 | 1 一般会計基金積立金 財政調整基金積立金 公共施設等整備基金積立金 森林環境譲与税基金積立金 入湯税管理基金積立金 2 ふるさと応援基金積立金 ふるさと応援基金積立金 | 359,305 (200,000) (153,763) (3,088) (2,454) △25,158 (△25,158) |

(一般会計)

承認第5号

令和5年度美郷町農業集落排水事業特別補正予算（第4号）の専決処分（専決第7号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 専決第7号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専決第7号

令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ31,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------|---------|---------|---------|
| 8 町 債 | | 79,200 | △31,000 | 48,200 |
| | 1 町 債 | 79,200 | △31,000 | 48,200 |
| 歳 入 合 計 | | 303,372 | △31,000 | 272,372 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 4 予 備 費 | | 81,265 | △31,000 | 50,265 |
| | 1 予 備 費 | 81,265 | △31,000 | 50,265 |
| 歳 出 | 合 計 | 303,372 | △31,000 | 272,372 |

第2表 地方債補正

(変更)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-------------------|--------------|---|---|--|---|--|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公営企業債 | 千円 27,200 | 1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 | 10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率) | 政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 | 千円 27,200 | 1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 | 10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率) | 政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 |
| 地方公営企業 災害復旧事業債 | 52,000 | 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等 | ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。 | 21,000 | 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等 | ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。 | | |
| 合計 | 79,200 | | | | 48,200 | | | |

令和 5 年度

美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳 入

2 歳 入

(款) 8 町 債

(項) 1 町 債

(単位：千円)

| 8 | 1 | 町 債 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---|---|---------|--------|---------|--------|-----------|---------|--------------------------------|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | 町 債 | 79,200 | △31,000 | 48,200 | | | |
| | | 町 債 | 79,200 | △31,000 | 48,200 | | | |
| | 3 | 災害復旧事業債 | 52,000 | △31,000 | 21,000 | 1 災害復旧事業債 | △31,000 | 1 災害復旧事業債 (1) 地方公営企業災害復旧事業債 |

歲 出

3 歳 出

(款) 4 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 | |
|-------|-------|--------|---------|----------|------|---------|----------|---------|----------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| | 予 備 費 | 81,265 | △31,000 | 50,265 | | △31,000 | | | |
| 1 | | | | | | | | | |
| | 予 備 費 | 81,265 | △31,000 | 50,265 | | △31,000 | | | |
| 1 | | | | | | | | | |
| | 予 備 費 | 81,265 | △31,000 | 50,265 | | △31,000 | | | |
| | | | | | | | 29 予 備 費 | △31,000 | 1 予備費(農業集落排水) 予備費 |
| | | | | | | | | | △31,000 (△31,000) |

議案第 38 号

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のおとり変更することについて協議する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものである。

別紙

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年宮崎県シレイ第 22490－712 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 第 2 号及び第 3 号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

令和 6 年 5 月 16 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 条)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

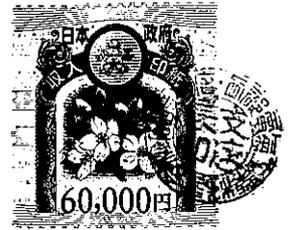
美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 町単独事業 美郷町ケーブルテレビセンター放送系設備更新工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 179,171,469 円 (うち取引に係わる消費税 16,288,315 円) |
| 4 契約の相手方 | 宮崎市神宮町 470-9 西部電気工業株式会社 宮崎支店 支店長 梅北 兼一 |

提案理由

令和 6 年度 町単独事業 美郷町ケーブルテレビセンター放送系設備更新工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 令和6年度 町単独事業
美郷町ケーブルテレビセンター放送系設備更新工事

工 事 場 所 東臼杵郡美郷町(北郷CATVセンター、西郷、南郷、山瀬CATVサブセンター)

工 期 自 令和 6 年 月 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

請 負 代 金

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| ¥ | 1 | 7 | 9 | 1 | 7 | 1 | 4 | 6 | 9 |

| | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〔うち取引に係る消費税額〕 | | | | | | | | | |
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| ¥ | 1 | 6 | 2 | 8 | 8 | 3 | 1 | 5 | |

契 約 保 証 金

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | | |

資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 西部電気工業株式会社とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 17 日

発注者 美郷町長

田 中 秀 俊



請負者 住 所 宮崎市神宮町470-9
商号又は名称 西部電気工業株式会社 宮崎支店
代表者氏名 支店長 梅北 兼一



議案第 40 号

工事請負契約の締結について

令和6年5月16日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和6年度 5年災(台風6号 1号箇所)
その他林道 峰地線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 53,350,000円
(うち取引に係る消費税額 4,850,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優

提案理由

令和6年度 5年災(台風6号 1号箇所) その他林道 峰地線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負仮契約書

1 工 事 名 令和6年度 5年災 (台風6号 1号箇所)
その他林道 峰地線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町西郷田代地内

3 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| | ¥ | 5 | 3 | | 3 | 5 | 0 | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〔うち取引に 係る消費税額〕 | | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| | | ¥ | 4 | | 8 | 5 | 0 | | 0 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| | | | | | | | | | |

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 吉田建設産業 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 **6** 年 **5** 月 **17** 日

美郷町

発注者 美郷町長 田中秀俊 印



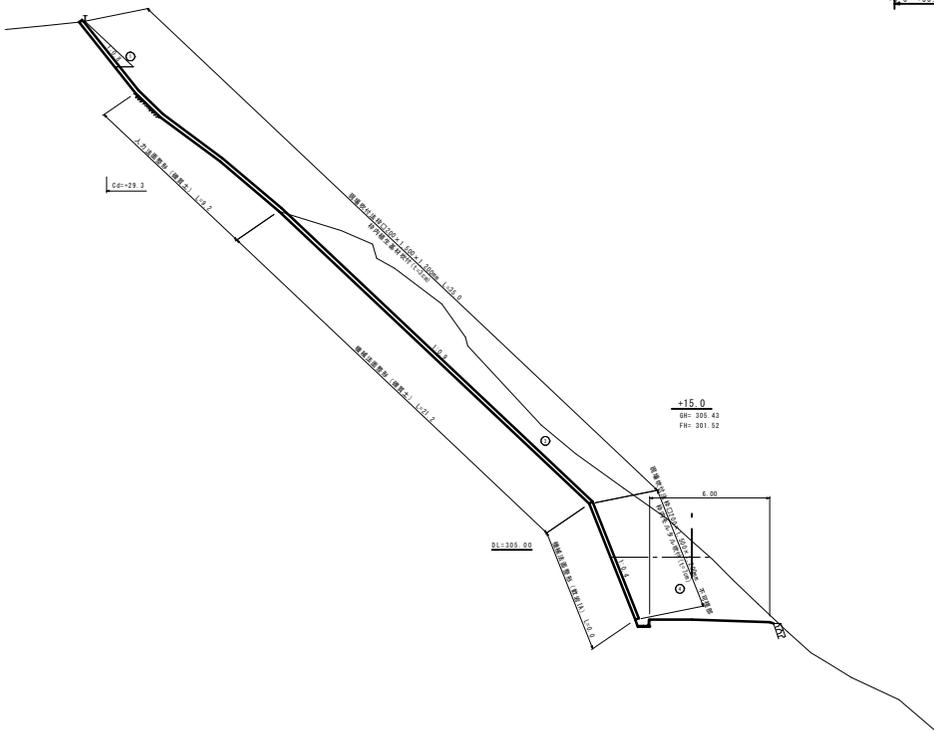
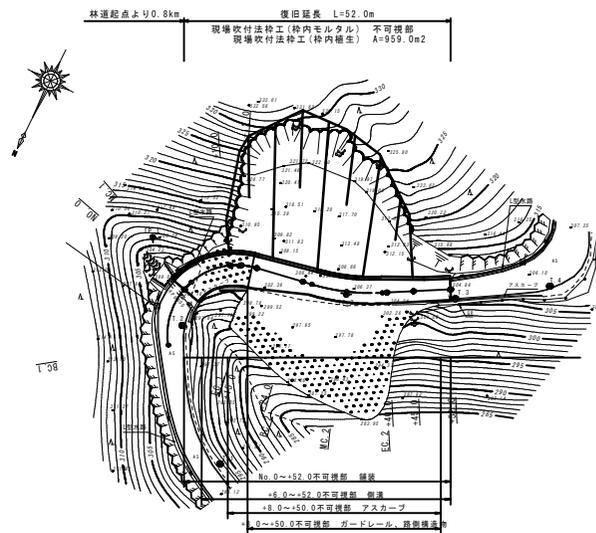
請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優



工事概要

復旧延長 L=52.0m
 幅員 W=4.0m
 掘削工 V=1723m³
 現場吹付法砕工 (枠内植生) A=959.0m²

平面図



議案第 41 号

工事請負契約の締結について

令和6年5月16日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

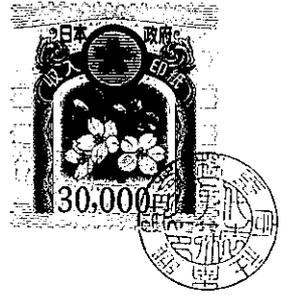
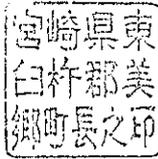
美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和5年度【明許繰越】
4年災(台風14号 7号箇所)
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 55,220,000円
(うち取引に係る消費税額 5,020,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩田進一

提案理由

令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 7号箇所)奥地林道下渡川・日の平線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 令和5年度【明許繰越】4年災（台風14号 7号箇所）
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事
- 2 工 事 場 所 東白杵郡美郷町南郷中渡川地内
- 3 工 期 自 令 和 年 月 日
至 令 和 7 年 3 月 3 1 日

4 請 負 金 額

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| | ¥ | 5 | 5 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〔うち取引に係る消費税額〕

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| ¥ | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

5 契 約 保 証 金

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| | | | | | | | | | |

- 6 資材の再資源化等に関する事項（別紙のとおり）
- 分別解体等の方法
 - 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- （注）建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 南郷開発 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを覆行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- 出来形部分払いの回数 3 回 以 内
- 特 約 事 項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令 和 6 年 5 月 1 7 日

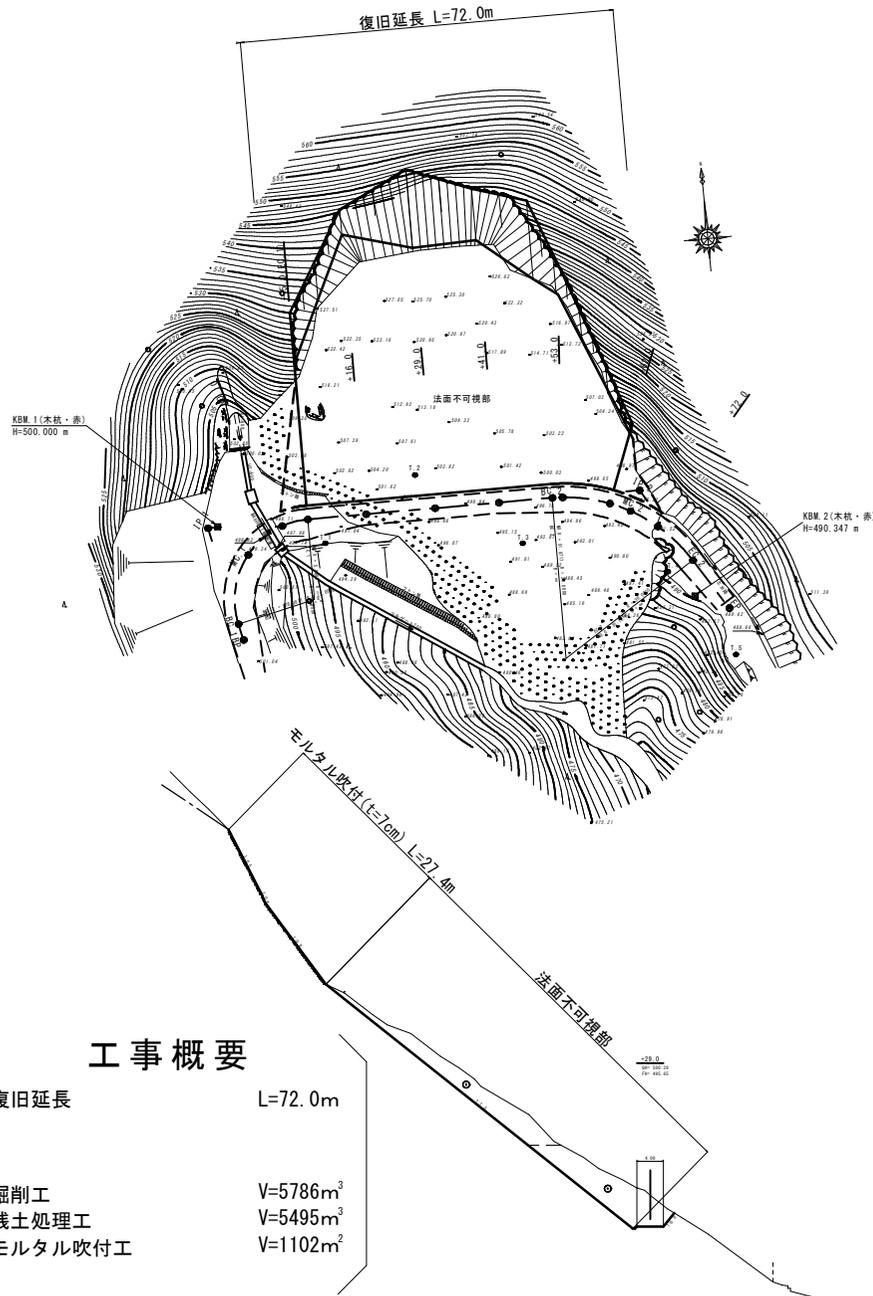
発 注 者 東白杵郡美郷町長 田 中 秀 俊



請 負 者 住 所 宮崎県東白杵郡美郷町南郷上渡川814番地
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一



令和5年度 4年災 (台風14号 7号箇所)
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事



復旧延長
L=72.0m



議案第 42 号

工事請負契約の締結について

令和6年5月16日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

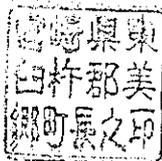
美郷町長 田 中 秀 俊

記

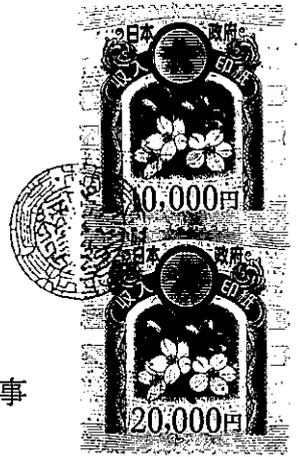
- 1 契約の目的 令和5年度【明許繰越】
4年災(台風14号 9号箇所)
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 70,400,000円
(うち取引に係る消費税額 6,400,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
株式会社 田 村 産 業
代表取締役 田 村 義 久

提案理由

令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 9号箇所)奥地林道下渡川・日の平線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



様式第1号(約款第1条関係)



工事請負仮契約書

1 工事名 令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 9号箇所)
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷中渡川地内

3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請負代金

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | ¥ | 7 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〔うち取引に係る消費税額〕

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | ¥ | 6 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

5 契約保証金

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | | |

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

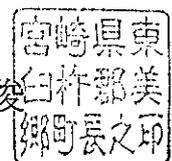
上記の工事について、発注者 美郷町 と 受注者 株式会社 田村産業 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払の回数 3回以内
- (2) 特約事項「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 17 日

発注者 美郷町長 田中 秀 俊

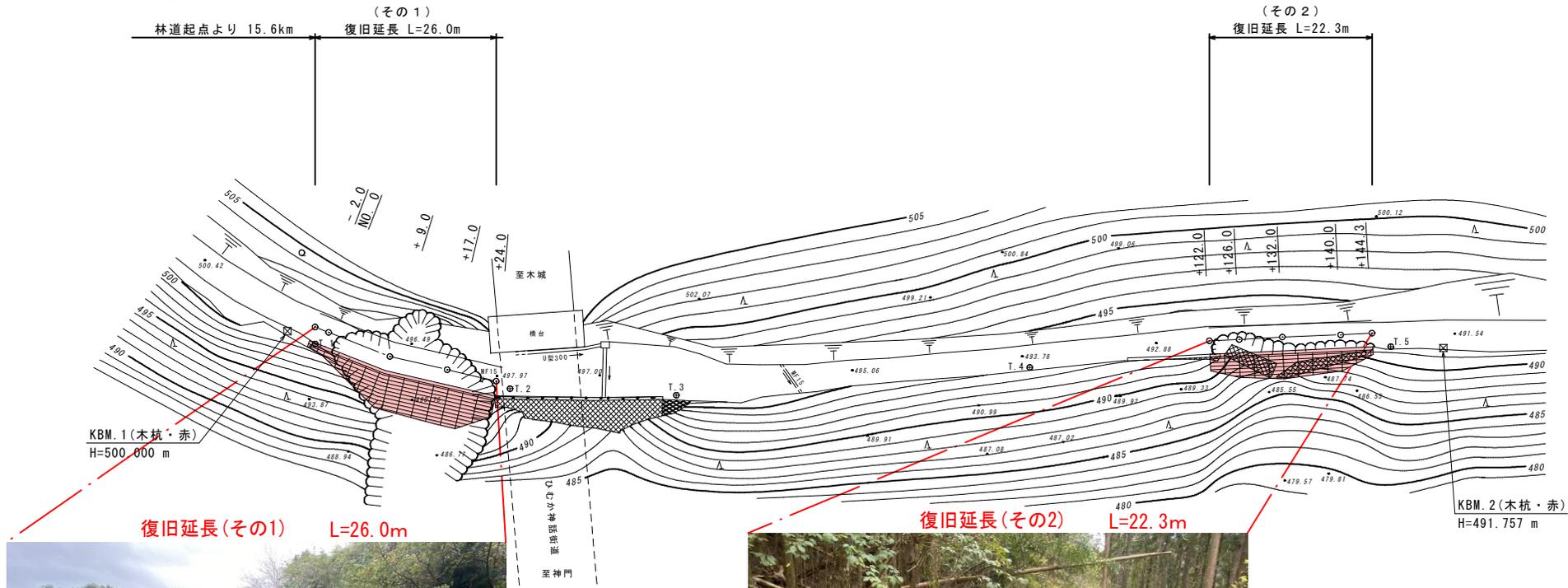


住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地

受注者 商号又は名称 株式会社 田村産業
代表者氏名 代表取締役 田村 義 久



令和5年度 4年災 (台風14号 9号箇所) 奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事



**その1
工事概要**

| | |
|----------|-----------------------|
| 復旧延長 | L=26.0m |
| 大型ブロック積工 | A=208.5m ² |

**その2
工事概要**

| | |
|----------|-----------------------|
| 復旧延長 | L=22.3m |
| 大型ブロック積工 | A=133.1m ² |

議案第 43 号

工事請負契約の締結について

令和6年5月16日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

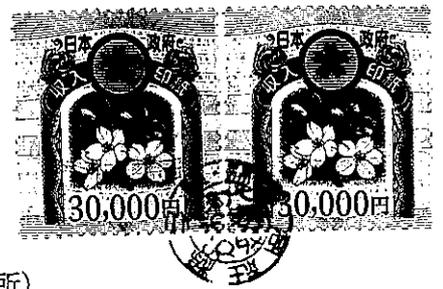
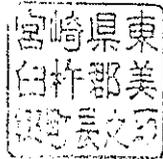
美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和5年度【明許繰越】
3年災(5月豪雨 1号箇所)
奥地林道 鳥の巣線(3工区)災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 242,000,000円
(うち取引に係る消費税額 22,000,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋 口 一 彦

提案理由

令和5年度【明許繰越】 3年災(5月豪雨 1号箇所)奥地林道鳥の巣線(3工区) 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負契約書

1 工事名 令和5年度【明許繰越】3年災(5月豪雨 1号箇所)
奥地林道・鳥の巣線(3工区) 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請負代金

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 十 | 百 | 千 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| ¥ | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

〔

うち取引に係る消費税額

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ¥ | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

5 契約保証金

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法 別紙のとおり
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分支払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 17 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊 

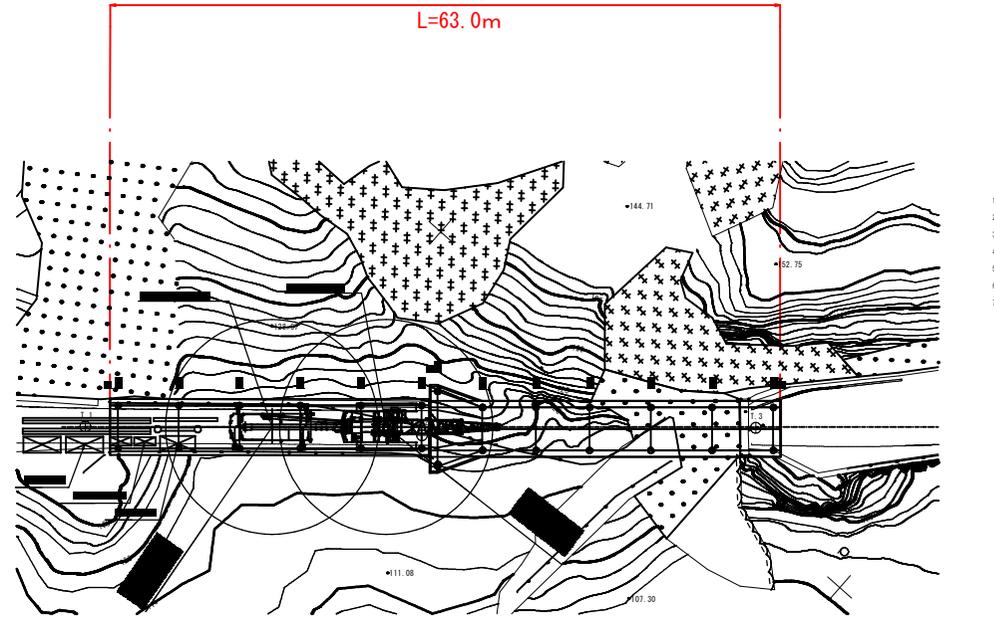
請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
商号又は名称 株式会社 橋口組
代表者氏名 代表取締役 橋口 一彦 

令和5年度 3年災 (5月豪雨 1号箇所)
 奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事

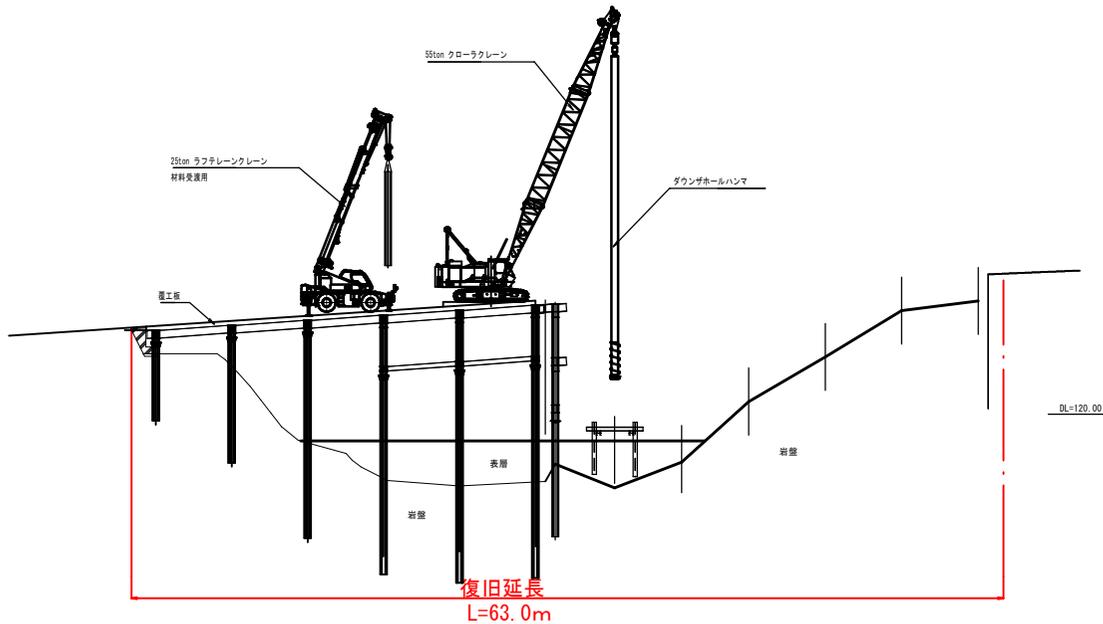
復旧延長
 L=63.0m



復旧延長
 L=63.0m



1
2
3
4
5
6
7



復旧延長
 L=63.0m

工事概要

| | |
|---------|---------|
| 復旧延長 | L=63.0m |
| 既設床版撤去工 | N=1.0式 |
| メタルロード工 | L=63.0m |

議案第 44 号

工事請負契約の締結について

令和6年5月16日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和6年度 5年災(台風6号 1号箇所)
その他林道 山須原線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 184,800,000円
(うち取引に係る消費税額 16,800,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優

提案理由

令和6年度 5年災(台風6号 1号箇所)その他林道 山須原線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負仮契約書

1 工事名 令和6年度 5年災 (台風6号 1号箇所)
その他林道 山須原線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| ¥ | 1 | 8 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| うち取引に 係る消費税額 | + | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| ¥ | 1 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

契約保証金

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| | | | | | | | | | |

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 吉田建設産業は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回以内

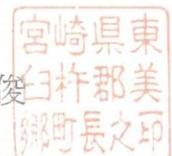
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 **6** 年 **5** 月 **17** 日

美郷町

発注者 美郷町長 田中秀俊 印



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優

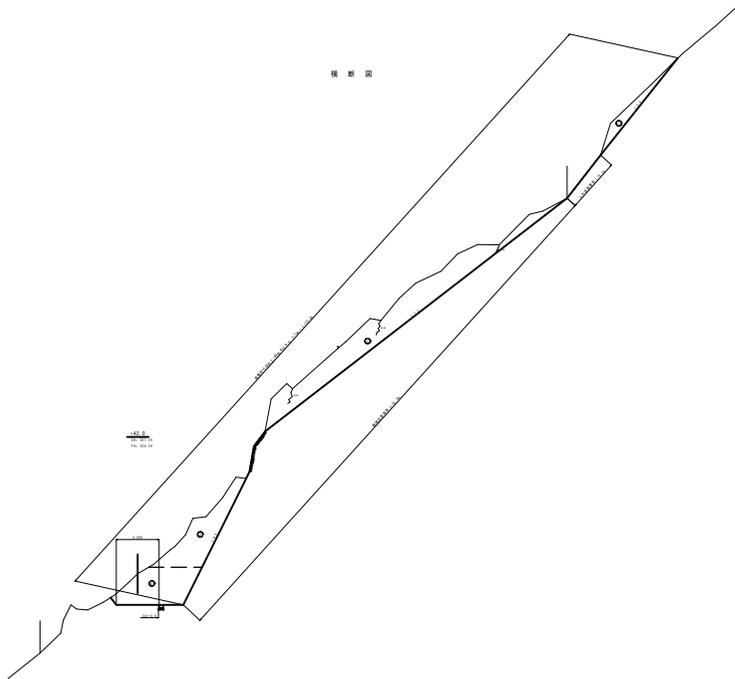
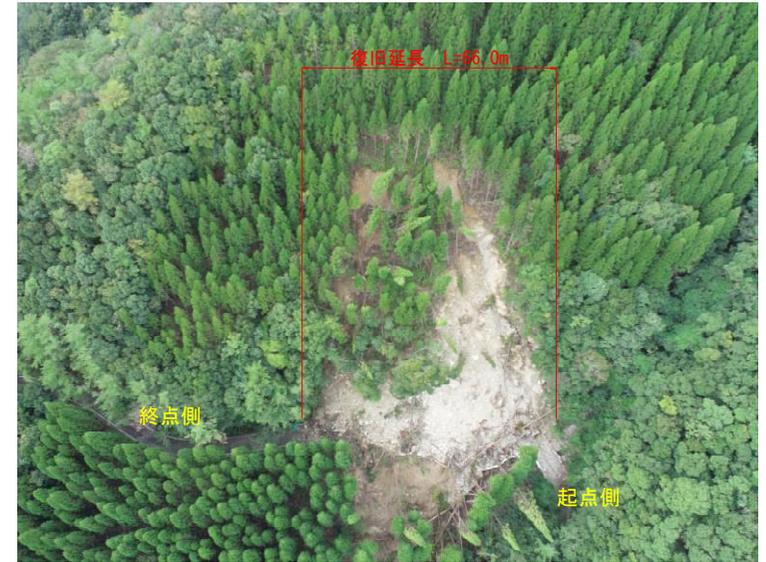
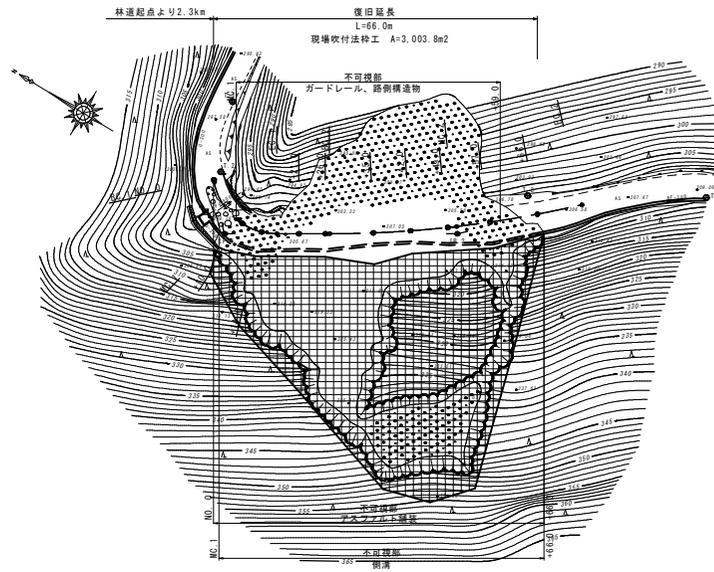


令和6年度 5年災 (台風6号 1号箇所)
 その他林道 山須原線 災害復旧工事

工事概要

| | |
|------------------|------------------------|
| 復旧延長 | L=66.0m |
| 幅員 | W=4.0m |
| 掘削工 | V=3490m ³ |
| 現場吹付法砕工 (枠内モルタル) | A=3003.8m ² |
| 構造物取壊工 | V=25.1m ³ |

平面図



議案第45号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成18年美郷町条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p><u>（賦課割額）</u></p> <p>第3条 前条の賦課割合は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 所得割 100分の40</u></p> <p><u>(2) 資産割 100分の10</u></p> <p><u>(3) 被保険者均等割 100分の35</u></p> <p><u>(4) 世帯別平等割 100分の15</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の46.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,400円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> | <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.95</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の34.87</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,350円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> |

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯 19,000円

(2) 特定世帯 9,500円

(3) 特定継続世帯 14,250円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第8条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.43を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第9条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の14.75を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯 20,950円

(2) 特定世帯 10,475円

(3) 特定継続世帯 15,713円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第8条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.45を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第9条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の11.06を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,100円
- (2) 特定世帯 3,050円
- (3) 特定継続世帯 4,575円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.08を乗じて算出する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第11条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の22.25を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第13条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24

第9条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,050円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円
- (2) 特定世帯 3,200円
- (3) 特定継続世帯 4,800円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.03を乗じて算出する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第11条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の16.69を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,475円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第13条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に該当給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,480円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円

(イ) 特定世帯 6,650円

万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に該当給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,545円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,665円

(イ) 特定世帯 7,333円

- (ウ) 特定継続世帯 9,975円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,020円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,270円
- (イ) 特定世帯 2,135円
- (ウ) 特定継続世帯 3,202円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,420円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,780円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,200円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円
- (イ) 特定世帯 4,750円

- (ウ) 特定継続世帯 10,998円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,335円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,480円
- (イ) 特定世帯 2,240円
- (ウ) 特定継続世帯 3,360円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,333円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,710円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,675円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,475円
- (イ) 特定世帯 5,238円

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,050円

(イ) 特定世帯 1,525円

(ウ) 特定継続世帯 2,287円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,700円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 7,856円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,525円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,238円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,870円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,190円

(イ) 特定世帯 2,095円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,220円

(イ) 特定世帯 610円

(ウ) 特定継続世帯 915円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,080円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,960円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,600円

(ウ) 特定継続世帯 3,142円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,810円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,280円

(イ) 特定世帯 640円

(ウ) 特定継続世帯 960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,095円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,060円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,403円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,338円

| | |
|--|--|
| ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,560円</u> | ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,740円</u> |
| エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,200円</u> | エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,675円</u> |
| (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 | (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 |
| ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,290円</u> | ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,358円</u> |
| イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,150円</u> | イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,263円</u> |
| ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,440円</u> | ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,620円</u> |
| エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,300円</u> | エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,525円</u> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

美郷町国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため税率の改正が必要なことから、この条例案を提案する。

議案第46号

美郷町道路占用料条例の一部を改正する条例

美郷町道路占用料条例（平成18年美郷町条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | | |
|------------------------------------|----------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|------------|------------------------------|-----------------|--|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | | |
| | 占用物件 | 単位 | 占用料 | | 占用物件 | 単位 | 占用料 | |
| 法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物 | 第一種電柱 | 1本につき 1年 | 円 <u>610</u> | 法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物 | 第一種電柱 | 1本につき 1年 | 円 <u>600</u> | |
| | 第二種電柱 | | <u>940</u> | | 第二種電柱 | | <u>920</u> | |
| | 第三種電柱 | | <u>1,300</u> | | 第三種電柱 | | <u>1,200</u> | |
| | 第一種電話柱 | | <u>550</u> | | 第一種電話柱 | | <u>540</u> | |
| | 第二種電話柱 | | <u>880</u> | | 第二種電話柱 | | <u>860</u> | |
| | 第三種電話柱 | | 1,200 | | 第三種電話柱 | | 1,200 | |
| | その他の柱類 | | <u>55</u> | | その他の柱類 | | <u>54</u> | |
| | [略] | | | | [略] | | | |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき 1年 | <u>540</u> | | 路上に設ける変圧器 | 1個につき 1年 | <u>530</u> | |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1 平方メート ルにつき1 年 | <u>330</u> | | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1 平方メート ルにつき1 年 | <u>320</u> | |
| 変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所 | 1個につき 1年 | 1,100 | 変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所 | 1個につき 1年 | 1,100 | | | |
| 郵便差出箱 | | | <u>460</u> | | | 郵便差出箱 | <u>450</u> | |
| 広告塔 | 表示面積1 平方メート | <u>590</u> | 広告塔 | 表示面積1 平方メート | <u>550</u> | | | |

| | | | |
|-------------------|---------------------------|------------------|------------|
| | | ルにつき1年 | |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,100 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 23 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | <u>33</u> |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | <u>49</u> |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | <u>66</u> |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | <u>99</u> |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 130 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 230 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | <u>330</u> |

| | | | |
|-------------------|---------------------------|------------------|------------|
| | | ルにつき1年 | |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,100 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 23 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | <u>32</u> |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | <u>48</u> |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | <u>64</u> |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | <u>97</u> |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 130 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 230 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | <u>320</u> |

| | | | | |
|-------------------|---------------|----------------------------|------------------|-------------------------|
| | 外径が1メートル以上のもの | | | <u>660</u> |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行補助施設 | [略] | | |
| | | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | 1本につき1年 | <u>880</u> |
| | | その他のもの | 上空に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 |
| | | 地下に設けるもの | | <u>330</u> |
| | その他のもの | | | 1,100 |
| 第32条第1項第4号に掲げる施設 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,100 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | | Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額 |
| | | 階数が3のもの | | Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額 |

| | | | | |
|-------------------|---------------|----------------------------|------------------|-------------------------|
| | 外径が1メートル以上のもの | | | <u>640</u> |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行補助施設 | [略] | | |
| | | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | 1本につき1年 | <u>860</u> |
| | | その他のもの | 上空に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 |
| | | 地下に設けるもの | | <u>320</u> |
| | その他のもの | | | 1,100 |
| 第32条第1項第4号に掲げる施設 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,100 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | | Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額 |
| | | 階数が3のもの | | Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額 |

| | 以上のもの | | 乗じて得た額 |
|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| | 上空に設ける通路 | | |
| | 地下に設ける通路 | | |
| | その他のもの | | |
| | | | <u>300</u> |
| | | | <u>180</u> |
| | | | 1,100 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | <u>6</u> |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1月 | <u>59</u> |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）令第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 <u>59</u> |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 <u>590</u> |
| | 標識 | | 1本につき1年 <u>880</u> |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 <u>6</u> |

| | 以上のもの | | を乗じて得た額 |
|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| | 上空に設ける通路 | | |
| | 地下に設ける通路 | | |
| | その他のもの | | |
| | | | <u>270</u> |
| | | | <u>160</u> |
| | | | 1,100 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | <u>5</u> |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1月 | <u>55</u> |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）令第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 <u>55</u> |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 <u>550</u> |
| | 標識 | | 1本につき1年 <u>860</u> |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 <u>5</u> |

| | | | | |
|----------------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|-------------------------|
| | | その他のもの | 1本につき 1月 | <u>59</u> |
| | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | <u>6</u> |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | <u>59</u> |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき 1月 | <u>590</u> |
| | | その他のもの | | <u>300</u> |
| 令第7条第2号に掲げる工作物 | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | | 1,100 |
| 令第7条第3号に掲げる施設 | | | | Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | | 占有面積1平方メートルにつき1月 | | <u>59</u> |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | | | 110 |
| 令第7条第8号に | トンネルの上又は高 | 占有面積1平方メートル | | Aに <u>0.023</u> |

| | | | | |
|----------------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|-------------------------|
| | | その他のもの | 1本につき 1月 | <u>55</u> |
| | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | <u>5</u> |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | <u>55</u> |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき 1月 | <u>550</u> |
| | | その他のもの | | <u>270</u> |
| 令第7条第2号に掲げる工作物 | | 占有面積1平方メートルにつき1年 | | 1,100 |
| 令第7条第3号に掲げる施設 | | | | Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | | 占有面積1平方メートルにつき1月 | | <u>55</u> |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | | | 110 |
| 令第7条第8号に | トンネルの上又は高 | 占有面積1平方メートル | | Aに <u>0.017</u> |

| | | | | | | | |
|---------------|----------------|--------|-------------------------|---------------|----------------|--------|-------------------------|
| 掲げる施設 | 架の道路の路面下に設けるもの | ルにつき1年 | を乗じて得た額 | 掲げる施設 | 架の道路の路面下に設けるもの | ルにつき1年 | を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額 | | 上空に設けるもの | | Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額 | | その他のもの | | Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額 | 令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額 | | その他のもの | | Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額 |
| [略] | | | | [略] | | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の改正を踏まえ、本町の占用料を改正したいのでこの条例案を提案する。

議案第 47 号

美郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

美郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年美郷町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第 3 条 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、町長または教育委員会が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 町長または教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人に係るするための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第 19 条第 11 号に基づく特定個人番号の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(町の責務)</p> <p>第 3 条 町は、個人番号の利用及び<u>特定個人情報</u>の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、町長または教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 町長または教育委員会は、<u>特定個人番号事務</u>を処理するため</p> |

| | |
|--|---|
| <p>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> | <p>に必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い所要の改正を行う。

議案第48号

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第1号)

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,843,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年6月3日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 16 県支出金 | | 1,366,348 | 5,846 | 1,372,194 |
| | 2 県補助金 | 1,231,537 | 5,446 | 1,236,983 |
| | 3 委託金 | 9,572 | 400 | 9,972 |
| 18 寄附金 | | 626,091 | 16,780 | 642,871 |
| | 1 寄附金 | 626,091 | 16,780 | 642,871 |
| 19 繰入金 | | 1,344,755 | 35,636 | 1,380,391 |
| | 2 基金繰入金 | 1,344,453 | 35,636 | 1,380,089 |
| 21 諸収入 | | 74,843 | 14,100 | 88,943 |
| | 5 雑 入 | 40,136 | 14,100 | 54,236 |
| 歳 入 合 計 | | 10,770,675 | 72,362 | 10,843,037 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-------------------|------------|---------|------------|
| 1 議会費 | | 64,472 | 3,377 | 67,849 |
| | 1 議会費 | 64,472 | 3,377 | 67,849 |
| 2 総務費 | | 1,770,140 | 21,068 | 1,791,208 |
| | 1 総務管理費 | 1,648,565 | 11,940 | 1,660,505 |
| | 2 徴 税 費 | 86,474 | 9,648 | 96,122 |
| | 3 戸籍住民登録費 | 30,440 | △1,216 | 29,224 |
| | 5 統計調査費 | 2,620 | 696 | 3,316 |
| 3 民生費 | | 1,018,965 | 8,287 | 1,027,252 |
| | 1 社会福祉費 | 700,006 | 9,029 | 709,035 |
| | 2 児童福祉費 | 318,085 | △742 | 317,343 |
| 4 衛生費 | | 344,170 | 3,648 | 347,818 |
| | 1 保健衛生費 | 153,030 | 3,648 | 156,678 |
| 5 農林水産業費 | | 921,881 | △3,302 | 918,579 |
| | 1 農 業 費 | 458,858 | △12,907 | 445,951 |
| | 2 林 業 費 | 461,561 | 9,605 | 471,166 |
| 6 商工費 | | 295,375 | 2,827 | 298,202 |
| | 1 商工費 | 51,014 | 1,140 | 52,154 |
| | 2 観 光 費 | 197,762 | 1,687 | 199,449 |
| 7 土木費 | | 559,961 | 4,194 | 564,155 |
| | 1 土木管理費 | 103,319 | △2,406 | 100,913 |
| | 2 道路橋梁費 | 312,775 | 6,600 | 319,375 |
| 8 消防費 | | 509,453 | 1,479 | 510,932 |
| | 1 消防費 | 509,453 | 1,479 | 510,932 |
| 9 教育費 | | 528,341 | 13,736 | 542,077 |
| | 1 教育総務費 | 195,044 | 6,860 | 201,904 |
| | 4 義務教育学校費 | 55,304 | 511 | 55,815 |
| | 5 幼稚園費 | 69,704 | △4,104 | 65,600 |
| | 6 社会教育費 | 208,209 | 10,469 | 218,678 |
| 10 災害復旧費 | | 2,414,180 | 16,200 | 2,430,380 |
| | 2 公共土木施設災害 復旧費 | 938,653 | 16,200 | 954,853 |
| 12 諸支出金 | | 1,390,737 | 848 | 1,391,585 |
| | 1 特別会計繰出金 | 483,985 | △657 | 483,328 |
| | 3 公営企業費 | 423,034 | 1,505 | 424,539 |
| 歳 出 | 合 計 | 10,770,675 | 72,362 | 10,843,037 |

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|----------------|--------------|
| 美郷町防災行政無線(同報系)再整備工事施工監理業務委託 | 令和6年度から令和7年度まで | 千円 19,965 |
| 美郷町防災行政無線(同報系)再整備工事 | 令和6年度から令和7年度まで | 452,276 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | | |
|----------|------------|--------|------------|-----------------|-------|-----|--------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 議会費 | 64,472 | 3,377 | 67,849 | | | | | 3,377 |
| 2 総務費 | 1,770,140 | 21,068 | 1,791,208 | | 350 | | 3,800 | 16,918 |
| 3 民生費 | 1,018,965 | 8,287 | 1,027,252 | | 5,446 | | | 2,841 |
| 4 衛生費 | 344,170 | 3,648 | 347,818 | | | | | 3,648 |
| 5 農林水産業費 | 921,881 | △3,302 | 918,579 | | | | 16,780 | △20,082 |
| 6 商工費 | 295,375 | 2,827 | 298,202 | | | | | 2,827 |
| 7 土木費 | 559,961 | 4,194 | 564,155 | | | | | 4,194 |
| 8 消防費 | 509,453 | 1,479 | 510,932 | | | | 600 | 879 |
| 9 教育費 | 528,341 | 13,736 | 542,077 | | 50 | | 9,700 | 3,986 |
| 10 災害復旧費 | 2,414,180 | 16,200 | 2,430,380 | | | | | 16,200 |
| 12 諸支出金 | 1,390,737 | 848 | 1,391,585 | | | | | 848 |
| 歳出合計 | 10,770,675 | 72,362 | 10,843,037 | | 5,846 | | 30,880 | 35,636 |

令和 6 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

| 16 | 2 | 県支出金 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|----|---|-------------|-----------|--------|-----------|---------------|--------|---|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | 県支出金 | 1,366,348 | 5,846 | 1,372,194 | | | |
| | 2 | 県補助金 | 1,231,537 | 5,446 | 1,236,983 | | | |
| | 6 | 商工費県補助金 | 5,367 | 5,446 | 10,813 | 1 商工費補助金 | 5,446 | 1 県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業費補助金 (1) 県・市町村連携プレミアム付商品券等発行事業費補助金 |
| | 3 | 委 託 金 | 9,572 | 400 | 9,972 | | | |
| | 1 | 総務費委託金 | 8,697 | 350 | 9,047 | 1 総務費委託金 | 350 | 1 全国家計構造調査交付金 (1) 全国家計構造調査交付金 |
| | 5 | 教育費委託金 | 0 | 50 | 50 | 2 教育費委託金 | 50 | 1 幼保小連携・接続推進体制整備事業委託金 (1) 幼保小連携・接続推進体制整備事業委託金 |
| 18 | | 寄 附 金 | 626,091 | 16,780 | 642,871 | | | |
| | 1 | 寄 附 金 | 626,091 | 16,780 | 642,871 | | | |
| | 3 | ふるさと寄付金(納税) | 624,650 | 16,780 | 641,430 | 1 ふるさと寄付金(納税) | 16,780 | 1 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) (1) 企業版ふるさと寄付金(農林課) |
| 19 | | 繰 入 金 | 1,344,755 | 35,636 | 1,380,391 | | | |
| | 2 | 基金繰入金 | 1,344,453 | 35,636 | 1,380,089 | | | |
| | 1 | 財政調整基金繰入金 | 1,117,652 | 35,636 | 1,153,288 | 1 財政調整基金繰入金 | 35,636 | 1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金 |
| 21 | | 諸 収 入 | 74,843 | 14,100 | 88,943 | | | |
| | 5 | 雑 入 | 40,136 | 14,100 | 54,236 | | | |
| | 1 | 雑 入 | 40,136 | 14,100 | 54,236 | 1 雑 入 | 14,100 | 1 コミュニティ助成事業助成金 14,100 (1) コミュニティ助成事業助成金 (13,500) (2) コミュニティ助成事業助成金 (600) |

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

| 1 | 1 | 議会費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 | |
|---|---|-------|--------|-------|--------|----------|-------|---------|-------|---------------|---------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | 議会費 | 64,472 | 3,377 | 67,849 | | 3,377 | | | | |
| | 1 | 議会費 | 64,472 | 3,377 | 67,849 | | 3,377 | | | | |
| | | 1 議会費 | 64,472 | 3,377 | 67,849 | | 3,377 | | | | |
| | | | | | | | | 2 給 料 | 1,871 | 1 一般職員人件費(議会) | 3,377 |
| | | | | | | | | | | 給料 | (1,871) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 931 | 通勤手当 | (85) |
| | | | | | | | | | | 期末手当 | (450) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | 575 | 勤勉手当 | (396) |
| | | | | | | | | | | 縣市町村職員共済組合負担金 | (575) |

(一般会計)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

| 2 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 | |
|---|---|-------|-----------|--------|-----------|--------------|--------|-------------------|--------|--|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | 総務費 | 1,770,140 | 21,068 | 1,791,208 | 4,150 | 16,918 | | | | |
| | | 総務管理費 | 1,648,565 | 11,940 | 1,660,505 | 3,800 | 8,140 | | | | |
| | 1 | 一般管理費 | 565,725 | 2,471 | 568,196 | | 2,471 | | | | |
| | | | | | | | | 1 報 酬 | 1,627 | 1 一般・特別職員人件費(総務) 給料 | △653 (△3,022) |
| | | | | | | | | 2 給 料 | △3,022 | 扶養手当 住居手当 | (996) (969) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 3,312 | 県市町村職員共済組合負担金 | (404) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | 404 | 2 会計年度任用職員人件費(一般管理費:事務) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) | 1,803 (1,390) |
| | | | | | | | | 8 旅 費 | 150 | 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) | (190) (159) (64) |
| | | | | | | | | | | 3 会計年度任用職員人件費(一般管理費:事業) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 時間外勤務報酬(パートタイム会計年度職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) | 1,321 (127) (110) (543) (455) (86) |
| | 2 | 財産管理費 | 90,062 | △1,986 | 88,076 | | △1,986 | | | | |
| | | | | | | | | 1 報 酬 | △1,363 | 1 その他財産管理費 報酬(パートタイム会計年度任用職員) | △2,187 (△1,363) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △843 | 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) | (△459) (△384) |
| | | | | | | | | 8 旅 費 | 19 | 費用弁償(会計年度職員通勤手当) | (19) |
| | | | | | | | | 17 備品購入費 | 201 | 2 庁用車管理購入費(北郷地域課) 庁用車購入費 | 201 (201) |
| | 4 | 企画費 | 507,277 | 6,473 | 513,750 | その他 3,800 | 2,673 | | | | |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | 73 | 1 地域おこし活動費(政策推進) 住宅借上料 | 73 (73) |
| | | | | | | | | 18 負担金補助 及び交付金 | 6,400 | 2 空家対策事業費 【創】空家利活用推進事業補助金 【創】空家対策支援事業補助金 | 2,600 (600) (2,000) |
| | | | | | | | | | | 3 地域づくり事業(企画) コミュニティ助成事業補助金 | 3,800 (3,800) |

(一般会計)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 | | |
|---|---|---|-------------|---------|--------|----------|-------------|--------|-------|-------|--|---------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | | |
| | | 5 | 電算システム管理費 | 198,875 | 2,382 | 201,257 | | 2,382 | | | | |
| | | | | | | | | 12 | 委託料 | 2,382 | 1 その他電算管理費 システム改修委託料 | 2,382 (2,382) |
| | | 6 | CATVセンター運営費 | 268,958 | 2,600 | 271,558 | | 2,600 | | | | |
| | | | | | | | | 14 | 工事請負費 | 2,600 | 1 ケーブルテレビ運営費 CATV施設災害復旧工事請負費 障害対応工事費 | 2,600 (1,900) (700) |
| 2 | | | 徴税費 | 86,474 | 9,648 | 96,122 | | 9,648 | | | | |
| | 1 | | 税務総務費 | 69,828 | 9,648 | 79,476 | | 9,648 | | | | |
| | | | | | | | | 2 | 給料 | 5,657 | 1 一般職員人件費(税務総務) 給料 | 9,648 (5,657) |
| | | | | | | | | 3 | 職員手当等 | 2,341 | 通勤手当 期末手当 | (163) (1,117) |
| | | | | | | | | 4 | 共済費 | 1,650 | 勤勉手当 時間外勤務手当 縣市町村職員共済組合負担金 | (971) (90) (1,650) |
| 3 | | | 戸籍住民登録費 | 30,440 | △1,216 | 29,224 | | △1,216 | | | | |
| | 1 | | 戸籍住民登録費 | 30,440 | △1,216 | 29,224 | | △1,216 | | | | |
| | | | | | | | | 2 | 給料 | △700 | 1 戸籍住民登録一般経費 プリンター購入費 | 14 (14) |
| | | | | | | | | 3 | 職員手当等 | △530 | 2 一般職員人件費(戸籍住民登録) 給料 | △1,230 (△700) |
| | | | | | | | | 17 | 備品購入費 | 14 | 扶養手当 児童手当 | (△240) (△290) |
| 5 | | | 統計調査費 | 2,620 | 696 | 3,316 | 350 | 346 | | | | |
| | 2 | | 諸統計調査費 | 2,610 | 696 | 3,306 | 県支出金 350 | 346 | | | | |
| | | | | | | | | 1 | 報酬 | 609 | 1 統計調査 (1) 全国家計構造調査費 | 696 (696) |
| | | | | | | | | 7 | 報償費 | 79 | 統計調査員報酬 報償費 | (609) (79) |
| | | | | | | | | 11 | 役務費 | 8 | 電話料 郵便料 | (2) (6) |

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

| 3 | 1 | 民生費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|---------|-----------|-------|-----------|---------------|-------|---------------|--------|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | 民生費 | 1,018,965 | 8,287 | 1,027,252 | 5,446 | 2,841 | | | |
| | 1 | 社会福祉費 | 700,006 | 9,029 | 709,035 | 5,446 | 3,583 | | | |
| | 1 | 社会福祉総務費 | 181,469 | 7,148 | 188,617 | 県支出金 5,446 | 1,702 | | | |
| | | | | | | | | 2 給料 | △4,000 | 1 社会福祉一般経費(町民生活) 印刷製本費 11,609 (369) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △1,881 | 郵便料 (1,705) |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 1,420 | 物価高騰対策生活応援商品券給付事業委託料 (9,535) |
| | | | | | | | | 10 需用費 | 369 | 2 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料 (△4,000) |
| | | | | | | | | 11 役務費 | 1,705 | 扶養手当 (180) |
| | | | | | | | | 12 委託料 | 9,535 | 住居手当 (180) |
| | | | | | | | | | | 通勤手当 (59) |
| | | | | | | | | | | 期末手当 (△1,200) |
| | | | | | | | | | | 勤勉手当 (△1,100) |
| | | | | | | | | | | 縣市町村職員共済組合負担金 (1,420) |
| | 3 | 高齢者福祉費 | 272,572 | 1,778 | 274,350 | | 1,778 | | | |
| | | | | | | | | 12 委託料 | 248 | 1 福祉の充実(高齢者) 248 |
| | | | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 1,530 | (1) 高齢者の保健事業及び介護予防との一体的事業 (248) 健康業務委託料 (248) |
| | | | | | | | | | | 2 高齢者福祉一般経費 1,530 地区敬老会運営費補助金 (1,530) |
| | 4 | 障がい福祉費 | 232,532 | 103 | 232,635 | | 103 | | | |
| | | | | | | | | 22 償還金利子及び割引料 | 103 | 1 障がい者福祉一般経費 103 国庫負担金過年度分返還金 (103) |
| | 2 | 児童福祉費 | 318,085 | △742 | 317,343 | | △742 | | | |
| | 1 | 児童福祉総務費 | 88,820 | △742 | 88,078 | | △742 | | | |
| | | | | | | | | 2 給料 | △200 | 1 一般職員人件費(児童福祉総務) 給料 (△200) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △542 | 扶養手当 (△78) 住居手当 (△234) 通勤手当 (△230) |

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

| 4 | 1 | 衛生費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|---------|---------|-------|---------|----------|-------|---------------|-------|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | 衛生費 | 344,170 | 3,648 | 347,818 | | 3,648 | | | |
| | 1 | 保健衛生費 | 153,030 | 3,648 | 156,678 | | 3,648 | | | |
| | 1 | 保健衛生総務費 | 58,138 | 1,120 | 59,258 | | 1,120 | | | |
| | | | | | | | | 2 給料 | 695 | 1 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料 1,029 (695) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 156 | 通勤手当 (△100) 期末手当 (136) |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 178 | 勤勉手当 (120) 縣市町村職員共済組合負担金 (178) |
| | | | | | | | | 10 需用費 | 50 | 2 庁用車管理購入費(保健衛生) 修繕費(公用車管理) 91 (50) |
| | | | | | | | | 11 役務費 | 36 | 車検代行手数料 (16) 車検登録印紙代 (2) |
| | | | | | | | | 26 公課費 | 5 | 公用車自賠責保険料 (18) 自動車重量税 (5) |
| | 3 | 環境衛生費 | 30,388 | 2,528 | 32,916 | | 2,528 | | | |
| | | | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 2,528 | 1 浄化槽整備維持管理費 2,528 浄化槽設置整備事業補助金 (2,528) |

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位: 千円)

| 5 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|---------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|--------|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | 農林水産業費 | 921,881 | △3,302 | 918,579 | 16,780 | △20,082 | | | |
| | | 農業費 | 458,858 | △12,907 | 445,951 | | △12,907 | | | |
| | | 2 農業総務費 | 45,366 | 97 | 45,463 | | 97 | | | |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △89 | 1 一般職員人件費(農業総務) 住居手当 △89 (△150) |
| | | | | | | | | 10 需用費 | 186 | 通勤手当 (61) 2 庁用車管理購入費(農業総務) 修繕費(公用車管理) 186 (186) |
| | | 3 農業振興費 | 193,631 | 276 | 193,907 | | 276 | | | |
| | | | | | | | | 8 旅 費 | 210 | 1 農用地管理事業 スマート農業等生産団地創出支援事業農地改良工事費 66 (66) |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | 66 | 2 農業振興一般経費 普通旅費 210 (210) |
| | | 5 農地費 | 120,119 | 54 | 120,173 | | 54 | | | |
| | | | | | | | | 17 備品購入費 | 54 | 1 農地一般経費 パソコン購入費 54 (54) |
| | | 6 地籍調査費 | 18,507 | △13,334 | 5,173 | | △13,334 | | | |
| | | | | | | | | 2 給 料 | △7,395 | 1 一般職員人件費(地籍事業) 給料 △13,334 (△7,395) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △3,805 | 扶養手当 (△300) 通勤手当 (△179) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | △2,134 | 期末手当 (△1,671) 勤勉手当 (△1,418) 児童手当 (△120) 時間外勤務手当 (△117) 縣市町村職員共済組合負担金 (△2,134) |

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
 (項) 2 林業費

(単位: 千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 | | |
|-------|-------|---------|-------|----------|---------------|---------|---------|-------|-----------------|---------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | | |
| 2 | 林業費 | 461,561 | 9,605 | 471,166 | 16,780 | △7,175 | | | | |
| 1 | 林業総務費 | 49,473 | 9,605 | 59,078 | | 9,605 | | | | |
| | | | | | | | 2 給 料 | 4,587 | 1 一般職員人件費(林業総務) | 9,605 |
| | | | | | | | | | 給料 | (4,587) |
| | | | | | | | 3 職員手当等 | 3,428 | 扶養手当 | (378) |
| | | | | | | | | | 通勤手当 | (294) |
| | | | | | | | 4 共 済 費 | 1,590 | 期末手当 | (1,458) |
| | | | | | | | | | 勤勉手当 | (1,226) |
| | | | | | | | | | 時間外勤務手当 | (72) |
| | | | | | | | | | 縣市町村職員共済組合負担金 | (1,590) |
| 2 | 林業振興費 | 242,302 | 0 | 242,302 | その他 16,780 | △16,780 | | | | |

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 | |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|----------|--------|---------|-----------------|-----------------|-------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| 6 | 1 | 商工費 | 295,375 | 2,827 | 298,202 | | 2,827 | | | | |
| | | 商工費 | 51,014 | 1,140 | 52,154 | | 1,140 | | | | |
| | | 1 商工振興費 | 51,014 | 1,140 | 52,154 | | 1,140 | | | | |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 989 | 1 一般職員人件費(商工振興) | 1,140 |
| | | | | | | | | | | 扶養手当 | (420) |
| | | | | | | | | 4 共 済 費 | 151 | 通勤手当 | (139) |
| | | | | | | | | | | 期末手当 | (90) |
| | | | | | | | | | | 勤勉手当 | (40) |
| | | | | | | | | | | 児童手当 | (300) |
| | | | | | | | | | | 縣市町村職員共済組合負担金 | (151) |
| 2 | 観光費 | 197,762 | 1,687 | 199,449 | | 1,687 | | | | | |
| | 1 観光振興費 | 197,762 | 1,687 | 199,449 | | 1,687 | | | | | |
| | | | | | | | 10 需用費 | 1,687 | 1 南郷地区観光施設管理運営費 | 500 | |
| | | | | | | | | | 修繕費(施設管理) | (500) | |
| | | | | | | | | | 2 西郷地区観光施設管理運営費 | 818 | |
| | | | | | | | | | 修繕費(施設管理) | (818) | |
| | | | | | | | | | 3 北郷地区観光施設管理運営費 | 369 | |
| | | | | | | | | | 修繕費(施設管理) | (369) | |

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位: 千円)

| 7 | 1 | 土木費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|-------|---------|--------|---------|----------|--------|-----------------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | 土木費 | 559,961 | 4,194 | 564,155 | | 4,194 | | | |
| | 1 | 土木管理費 | 103,319 | △2,406 | 100,913 | | △2,406 | | | |
| | 1 | 土木総務費 | 103,171 | △2,406 | 100,765 | | △2,406 | | | |
| | | | | | | | | 2 給料 | △1,500 | 1 土木総務一般経費 積算システム使用料 68 (68) |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △980 | 2 一般職員人件費(土木総務) 給料 △1,500 (△1,500) |
| | | | | | | | | 11 役務費 | 6 | 扶養手当 (△150) |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | 68 | 住居手当 (△100) |
| | | | | | | | | | | 通勤手当 (70) |
| | | | | | | | | | | 期末手当 (△450) |
| | | | | | | | | | | 勤勉手当 (△350) |
| | | | | | | | | | | 3 庁用車管理購入費(土木総務費) 6 (6) |
| | | | | | | | | | | 廃車手数料 (6) |
| | 2 | 道路橋梁費 | 312,775 | 6,600 | 319,375 | | 6,600 | | | |
| | 1 | 道路維持費 | 46,425 | 6,600 | 53,025 | | 6,600 | | | |
| | | | | | | | | 13 使用料及び 賃借料 | 3,100 | 1 町道維持管理費(道路維持費) 工事用資材リース料 3,100 (3,100) |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | 3,500 | 2 町道改築改修費(道路維持費) 道路安全施設整備工事費 3,500 (3,500) |

(一般会計)

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

| 8 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|--------|---------|-------|---------|------------|------|---------------|-----|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | 消 防 費 | 509,453 | 1,479 | 510,932 | 600 | 879 | | | |
| | | 消 防 費 | 509,453 | 1,479 | 510,932 | 600 | 879 | | | |
| | 1 | 非常備消防費 | 227,307 | 916 | 228,223 | その他 600 | 316 | | | |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 316 | 1 地域防災強化事業 コミュニティ助成事業補助金 600 |
| | | | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 600 | 2 一般職員人件費(消防) 扶養手当 (198) 住居手当 (22) 通勤手当 (96) |
| | 2 | 消防施設費 | 15,745 | 563 | 16,308 | | 563 | | | |
| | | | | | | | | 10 需用費 | 563 | 1 消防施設維持管理費 修繕費(施設管理) 563 (563) |

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

| 9 | 1 | 教育費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 | | |
|---|---|-------------|---------|--------|---------|------------|--------|----|------------|--------|--------------------------|--------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | | | |
| | | 教育費 | 528,341 | 13,736 | 542,077 | 9,750 | 3,986 | | | | | |
| | 1 | 教育総務費 | 195,044 | 6,860 | 201,904 | | 6,860 | | | | | |
| | 2 | 事務局費 | 145,593 | 6,665 | 152,258 | | 6,665 | | | | | |
| | | | | | | | | 2 | 給料 | 3,527 | 1 一般特別職員人件費(教育委員会) 給料 | 6,665 (3,527) |
| | | | | | | | | 3 | 職員手当等 | 2,215 | 住居手当 | (345) |
| | | | | | | | | | | | 通勤手当 | (580) |
| | | | | | | | | 4 | 共済費 | 923 | 期末手当 | (654) |
| | | | | | | | | | | | 勤勉手当 | (583) |
| | | | | | | | | | | | 時間外勤務手当 | (53) |
| | | | | | | | | | | | 縣市町村職員共済組合負担金 | (923) |
| | 4 | 住宅管理費 | 11,356 | 195 | 11,551 | | 195 | | | | | |
| | | | | | | | | 12 | 委託料 | 195 | 1 教職員住宅管理費 清掃業務委託料 | 195 (195) |
| | 4 | 義務教育学校費 | 55,304 | 511 | 55,815 | | 511 | | | | | |
| | 2 | 義務教育学校教育振興費 | 25,781 | 511 | 26,292 | | 511 | | | | | |
| | | | | | | | | 18 | 負担金補助及び交付金 | 511 | 1 義務教育学校振興費 合同部活送迎補助金 | 511 (511) |
| | 5 | 幼稚園費 | 69,704 | △4,104 | 65,600 | 50 | △4,154 | | | | | |
| | 1 | 幼稚園費 | 69,704 | △4,104 | 65,600 | 県支出金 50 | △4,154 | | | | | |
| | | | | | | | | 2 | 給料 | △2,984 | 1 幼稚園管理費 一般備品購入費 | 36 (36) |
| | | | | | | | | 3 | 職員手当等 | △557 | 2 幼稚園振興費 講師謝礼 | 51 (20) |
| | | | | | | | | 4 | 共済費 | △650 | 費用弁償 | (10) |
| | | | | | | | | | | | 燃料費 | (10) |
| | | | | | | | | 7 | 報償費 | 20 | 食糧費 | (5) |
| | | | | | | | | | | | 施設使用料 | (5) |
| | | | | | | | | 8 | 旅費 | 10 | 宮崎県公立幼稚園協会負担金 | (1) |
| | | | | | | | | 10 | 需用費 | 15 | 3 幼稚園教員人件費 給料 | △4,191 (△2,984) |
| | | | | | | | | | | | 扶養手当 | (△60) |
| | | | | | | | | 13 | 使用料及び賃借料 | 5 | 住居手当 | (△530) |
| | | | | | | | | | | | 通勤手当 | (80) |

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 5 幼稚園費

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|-------|---------|--------|---------|----------|--------|---------------|--------|----------------------|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | | | | | 時間外勤務手当 (△47) |
| | | | | | | 17 備品購入費 | 36 | 縣市町村職員共済組合負担金 (△650) |
| | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 1 | 講師謝礼 (20) |
| | | | | | | 4 共 済 費 | △650 | 費用弁償 (10) |
| | | | | | | 7 報 償 費 | 20 | 燃料費 (10) |
| | | | | | | 8 旅 費 | 10 | 食糧費 (5) |
| | | | | | | 10 需 用 費 | 15 | 施設使用料 (5) |
| | | | | | | 13 使用料及び賃借料 | 5 | 宮崎県公立幼稚園協会負担金 (1) |
| | | | | | | 17 備品購入費 | 36 | 3 幼稚園教員人件費 △4,191 |
| | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 1 | 給料 (△2,984) |
| 6 | 社会教育費 | 10,469 | 218,678 | 9,700 | 769 | | | 扶養手当 (△60) |
| 1 | 社会教育総務費 | 1,666 | 47,924 | | 1,666 | | | 住居手当 (△530) |
| | | | | | | 10 需 用 費 | 994 | 通勤手当 (80) |
| | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | 672 | 時間外勤務手当 (△47) |
| | | | | | | | | 縣市町村職員共済組合負担金 (△650) |
| 2 | 公民館費 | △1,194 | 19,453 | | △1,194 | | | |
| | | | | | | 18 負担金補助及び交付金 | △1,194 | 1 青少年健全育成 672 |
| | | | | | | | | 青少年交流事業補助金 (672) |
| 4 | 図書館費 | 9,997 | 35,998 | 9,700 | 297 | | | 2 社会教育一般経費 994 |
| | | | | | | 17 備品購入費 | 9,997 | 修繕費 (施設管理) (994) |
| | | | | | | | | 1 公民館活動支援 △1,194 |
| | | | | | | | | 自治公民館運営補助金 (△1,194) |
| | | | | | | | | 1 図書館管理運営費 9,997 |
| | | | | | | | | 移動図書館車購入費 (9,997) |

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

| 10 | 2 | 災害復旧費 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 | |
|----|---|-------------|-----------|--------|-----------|----------|--------|--------------|-------|--------------------------------------|--------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | 災害復旧費 | 2,414,180 | 16,200 | 2,430,380 | | 16,200 | | | | |
| | | 公共土木施設災害復旧費 | 938,653 | 16,200 | 954,853 | | 16,200 | | | | |
| | 1 | 道路橋梁災害復旧費 | 938,653 | 16,200 | 954,853 | | 16,200 | 12 委託料 | 9,000 | 1 道路橋梁災害復旧事業(単独) 災害査定測量設計委託料 | 16,200 (7,000) |
| | | | | | | | | 14 工事請負費 | 4,500 | 公共土木施設災害用地測量委託料 過年発生公共土木施設災害復旧工事費 | (2,000) (4,500) |
| | | | | | | | | 15 原材料費 | 2,100 | 災害水替資材原材料費 | (2,100) |
| | | | | | | | | 16 公有財産購入費 | 300 | 公共土木施設災害用地買収費 公共土木施設災害立木補償費 | (300) (300) |
| | | | | | | | | 21 補償補填及び賠償金 | 300 | | |

(一般会計)

(款) 12 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

(単位: 千円)

| 12 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 | |
|----|-----------|-----------|-------|-----------|----------|-------|------------|-------|---|-----------------------------|
| | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | 諸支出金 | 1,390,737 | 848 | 1,391,585 | | 848 | | | | |
| | 1 特別会計繰出金 | 483,985 | △657 | 483,328 | | △657 | | | | |
| | 1 特別会計繰出金 | 483,985 | △657 | 483,328 | | △657 | 27 繰 出 金 | △657 | 1 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金(人件費) 人事異動による人件費減 国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費) 事務費(一般管理費)増 | △657 (△795) (138) |
| | 3 公営企業費 | 423,034 | 1,505 | 424,539 | | 1,505 | | | | |
| | 1 公営企業支出金 | 423,034 | 1,505 | 424,539 | | 1,505 | 23 投資及び出資金 | 1,505 | 1 会計・基金繰出(積立)金 (1)国民健康保険病院事業会計繰出金 町立病院事業出資金 | 1,505 (1,505) (1,505) |

(一般会計)

議案第 4 9 号

令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ 3 9 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 6 3, 5 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|---------|--------|---------|
| 1 国民健康保険税 | | 119,694 | △8,760 | 110,934 |
| | 1 国民健康保険税 | 119,694 | △8,760 | 110,934 |
| 5 国庫支出金 | | 0 | 258 | 258 |
| | 2 国庫補助金 | 0 | 258 | 258 |
| 10 繰入金 | | 84,393 | 8,103 | 92,496 |
| | 1 他会計繰入金 | 71,678 | △657 | 71,021 |
| | 2 基金繰入金 | 12,715 | 8,760 | 21,475 |
| 歳入合計 | | 963,940 | △399 | 963,541 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|---------|---------|-------|---------|
| 1 総務費 | | 16,595 | △399 | 16,196 |
| | 1 総務管理費 | 15,517 | △399 | 15,118 |
| 歳 出 | 合 計 | 963,940 | △399 | 963,541 |

令和 6 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

(歳 出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | | |
|---------|---------|-------|---------|-----------------|------|-----|------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 総務費 | 16,595 | △399 | 16,196 | 258 | | | △658 | 1 |
| 歳 出 合 計 | 963,940 | △399 | 963,541 | 258 | | | △658 | 1 |

歲 入

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

| 1 | 1 | 国民健康保険税 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|----|---|----------------------|---------|--------|---------|------------------------|--------|---|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | 国民健康保険税 | 119,694 | △8,760 | 110,934 | | | |
| | 1 | 国民健康保険税 | 119,694 | △8,760 | 110,934 | | | |
| | 1 | 国民健康保険税 | 119,694 | △8,760 | 110,934 | 1 医療給付費分現年課税分 | △4,632 | 1 医療給付費分現年課税分 (1)医療給付費分現年課税分 |
| | | | | | | 2 後期高齢者支援金分現年課税分 | △2,510 | 1 後期高齢者支援金分現年課税分 (1)後期高齢者支援金分現年課税分 |
| | | | | | | 3 介護納付金分現年課税分 | △1,618 | 1 介護納付金分現年課税分 (1)介護納付金分現年課税分 |
| 5 | | 国庫支出金 | 0 | 258 | 258 | | | |
| | 2 | 国庫補助金 | 0 | 258 | 258 | | | |
| | 6 | 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 | 0 | 258 | 258 | 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 | 258 | 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (1)社会保障・税番号制度システム整備費補助金 |
| 10 | | 繰入金 | 84,393 | 8,103 | 92,496 | | | |
| | 1 | 他会計繰入金 | 71,678 | △657 | 71,021 | | | |
| | 1 | 一般会計繰入金 | 71,678 | △657 | 71,021 | 3 職員給与費等繰入金 | △657 | 1 職員給与費等繰入金 (1)職員給与費等繰入金 |
| | 2 | 基金繰入金 | 12,715 | 8,760 | 21,475 | | | |
| | 1 | 基金繰入金 | 12,715 | 8,760 | 21,475 | 1 基金繰入金 | 8,760 | 1 基金繰入金 (1)基金繰入金 |

(国民健康保険事業特別会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 1 | 1 | 1 | 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|---|-------|--------|-------|--------|-----------------------------|------|----------------|------|---|
| | | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | | 総 務 費 | 16,595 | △399 | 16,196 | △400 | 1 | | | |
| | 1 | | 総務管理費 | 15,517 | △399 | 15,118 | △400 | 1 | | | |
| | | 1 | 一般管理費 | 14,306 | △399 | 13,907 | 国庫補助金 258 その他 △658 | 1 | | | |
| | | | | | | | | 2 | 給 料 | △300 | 1 一般管理費 印刷製本費 396 (44) |
| | | | | | | | | 3 | 職員手当等 | △302 | 郵便料 (220) |
| | | | | | | | | 4 | 共 済 費 | △193 | 加入者情報等発送準備委託料 (131) |
| | | | | | | | | 10 | 需 用 費 | 44 | |
| | | | | | | | | 11 | 役 務 費 | 220 | オンライン資格確認等運営負担金 (1) |
| | | | | | | | | 12 | 委 託 料 | 131 | 2 一般職員人件費(国民健康保険) 給料 △795 (△300) |
| | | | | | | | | 18 | 負担金補助 及び交付金 | 1 | 扶養手当 (42) 住居手当 (△282) 通勤手当 (△166) 児童手当 (110) 時間外勤務手当 (△6) 県市町村職員共済組合負担金 (△193) |

(国民健康保険事業特別会計)

議案第50号

令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|------------|-----------|---------|-----------|
| | | | 収 入 |
| 第1款 病院事業収益 | 748,734千円 | 3,217千円 | 751,951千円 |
| 第1項 医業収益 | 481,466千円 | 3,217千円 | 484,683千円 |

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|------------|-----------|---------|-----------|
| | | | 支 出 |
| 第1款 病院事業費用 | 748,734千円 | 3,217千円 | 751,951千円 |
| 第1項 医業費用 | 721,963千円 | 3,217千円 | 725,180千円 |

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額16,982千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|----------|---------|----------|
| 収 入 | | | |
| 第1款 資本的収入 | 25,384千円 | 1,505千円 | 26,889千円 |
| 第1項 出 資 金 | 21,416千円 | 1,505千円 | 22,921千円 |
| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
| 支 出 | | | |
| 第1款 資本的支出 | 40,859千円 | 3,012千円 | 43,871千円 |
| 第1項 建設改良費 | 17,592千円 | 3,012千円 | 20,604千円 |

令和 6年 6月 3日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

令和06年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予算額 | 補正予算額 | 計 | 説 明 |
|-----------|---------|---------|---------|-------|---------|-----|
| 1. 病院事業収益 | | | 748,734 | 3,217 | 751,951 | |
| | 1. 医業収益 | | 481,466 | 3,217 | 484,683 | |
| | | 1. 入院収益 | 213,853 | 1,219 | 215,072 | |
| | | 2. 外来収益 | 242,944 | 1,998 | 244,942 | |

令和06年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画
収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予算額 | 補正予算額 | 計 | 説明 |
|-----------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 病院事業費用 | | | 748,734 | 3,217 | 751,951 | |
| | 1. 医業費用 | | 721,963 | 3,217 | 725,180 | |
| | | 3. 経費 | | 109,472 | 3,217 | 112,689 |

令和06年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予算額 | 補正予算額 | 計 | 説 明 |
|----------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 資本的収入 | | | 25,384 | 1,505 | 26,889 | |
| | 1. 出資金 | | 21,416 | 1,505 | 22,921 | |
| | | 1. 一般会計出資金 | | 21,416 | 1,505 | 22,921 |

令和06年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予算額 | 補正予算額 | 計 | 説 明 |
|----------|----------|--------------|--------|-------|--------|-----|
| 1. 資本的支出 | | | 40,859 | 3,012 | 43,871 | |
| | 1. 建設改良費 | | 17,592 | 3,012 | 20,604 | |
| | | 1. 有形固定資産購入費 | 17,119 | 482 | 17,601 | |
| | | 3. 病院改修事業費 | 473 | 2,530 | 3,003 | |

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-----|-------|
| | | | | | | 区分 | 金 額 | | |
| 1. 病院事業収益 | | | 748,734 | 3,217 | 751,951 | | | 0 | |
| | 1. 医業収益 | | 481,466 | 3,217 | 484,683 | | | 0 | |
| | | 1. 入院収益 | | 213,853 | 1,219 | 215,072 | | | 0 |
| | | | 入院収益 | | | | 1,219 | 加算 | 1,219 |
| | | 2. 外来収益 | | 242,944 | 1,998 | 244,942 | | | 0 |
| 外来収益 | | | | | 1,998 | 加算 | 1,998 | | |
| 【合 計】 | | | 748,734 | 3,217 | 751,951 | | | | |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|-----------|---------|-------|---------|-------|---------|-----|-------|----------------------|
| | | | | | | 区分 | 金 額 | |
| 1. 病院事業費用 | | | 748,734 | 3,217 | 751,951 | | | 0 |
| | 1. 医業費用 | | 721,963 | 3,217 | 725,180 | | | 0 |
| | | 3. 経費 | 109,472 | 3,217 | 112,689 | | | 0 |
| | | | | | | 賃借料 | 3,217 | 遠隔読影システム利用料 3,217 |
| 【合 計】 | | | 748,734 | 3,217 | 751,951 | | | |

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 | |
|----------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|--------------------------|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | | |
| 1. 資本的収入 | | | 25,384 | 1,505 | 26,889 | | | 0 | |
| | 1. 出資金 | | 21,416 | 1,505 | 22,921 | | | 0 | |
| | | 1. 一般会計出資金 | | 21,416 | 1,505 | 22,921 | | | 0 |
| | | | | | | | 一般会計出資金 | 1,505 | 遠隔読影システム導入委託 調剤室錠剤棚購入 |
| 【合 計】 | | | 25,384 | 1,505 | 26,889 | | | | |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 | |
|----------|----------|--------------|---------|--------|--------|--------|--------------|----------|-----|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | | |
| 1. 資本的支出 | | | 40,859 | 3,012 | 43,871 | | | 0 | |
| | 1. 建設改良費 | | 17,592 | 3,012 | 20,604 | | | 0 | |
| | | 1. 有形固定資産購入費 | | 17,119 | 482 | 17,601 | | | 0 |
| | | | 機械備品購入費 | | | | 482 | 調剤室錠剤棚購入 | 481 |
| | | 3. 病院改修事業費 | | 473 | 2,530 | 3,003 | | | 0 |
| | | | | | 委託費 | 2,530 | 遠隔読影システム導入委託 | 2,530 | |
| 【合 計】 | | | 40,859 | 3,012 | 43,871 | | | | |